

竜王町こども計画



竜王が好き！

～こども・若者を育み合う 心地良いまち 竜王～

令和7年3月

竜 王 町

ごあいさつ

近年、我が国では、令和5年度の「こども家庭庁」の設置や「こども基本法」の施行、「こども大綱」の閣議決定など、こどもを中心に据えた「こどもまんなか社会」の実現に向けて様々な取組が進められています。



さらに、令和6年度には「児童福祉法」や「子ども・子育て支援法」の改正により、こども本人のみならず、こどもを育てる家庭への支援の充実や体制強化が図られるなど、子育てを取り巻く環境は大きく変化しつつあります。

そのような状況の中、本町では「子育てをみんなで支えあい、こどもがのびのびと健やかに育つまち」を基本理念に掲げた「第2期竜王町子ども・子育て支援事業計画」のもと、保育・教育環境の充実、子育て支援の拡充、地域と家庭のつながりの強化など、こどもと子育て家庭を支える施策の推進に取り組んできました。

このたび、近年の社会潮流や本町の状況、住民のニーズをふまえ、こども施策を総合的に推進するための計画として、新たに「竜王町こども計画」を策定しました。

本町の未来を担うこどもたちのため、行政だけでなく、地域、家庭、関係機関が一体となって支え合うまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、引き続き皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、「竜王町こどもまんなか会議」「竜王町子ども未来会議」の皆様をはじめ、本計画の策定にあたり、アンケート調査やパブリックコメントなどを通じてご意見をお寄せくださった住民の皆様、そして関係機関の皆様に心より感謝申し上げます。

令和7年3月

竜王町長 西田 秀治

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨・背景	1
2. こども基本法・こども大綱の概要	2
3. 計画の構成・位置づけ	5
4. 計画の期間	6
5. 計画の対象	6
6. 策定体制	7
第2章 竜王町のこどもを取り巻く現状	8
1. 人口・世帯の動向	8
2. 竜王町の子育て支援施策の概況	15
3. アンケート調査結果の概要	21
4. 目標事業量の達成状況	38
5. 現行計画の取組状況	41
6. 主な課題	43
第3章 計画の基本的な考え方	46
1. 基本理念	46
2. 基本目標	47
3. 施策体系	48
第4章 施策の展開	49
基本目標1 子育てをみんなで支える地域づくり	49
基本目標2 こども・若者の夢を応援する地域づくり	56
基本目標3 貧困の状況にあるこども・若者への支援	60
基本目標4 親子の健康づくりの支援	63
第5章 子ども・子育て支援事業の提供体制確保	65
1. 子ども・子育て支援事業の提供区域の設定	65
2. 教育・保育事業の見込み	66
3. 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の見込み	67
4. 地域子ども・子育て支援事業の見込み	68
第6章 計画の推進	78
1. 計画の推進に向けて	78
2. 計画の点検・検証	79
資料編	80
1. 策定経過	80
2. 竜王町子ども未来会議条例	81
3. 竜王町子ども未来会議委員名簿	83
4. 竜王町子ども未来会議からの提言	84
5. 用語解説	85

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨・背景

少子化が日本全体で進行し、竜王町においてもこどもの数のさらなる減少が見込まれる中で、児童虐待や不登校、こどもの貧困といった課題も社会問題となっています。

また、新型コロナウイルス感染症の流行(以下「コロナ禍」という。)は、新たな技術の浸透や生活様式の変化をもたらした一方で、地域のつながりの希薄化、子育て家庭の孤立や居場所の減少により、こども・若者を取り巻く環境に大きな影響を与えています。

このような状況をふまえ、国では令和5年4月に「こども家庭庁」を設立するとともに、「こども基本法」が施行され、すべてのこども・若者が幸せな生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現をめざす方向性が示されました。

竜王町では、平成27年に「子ども・子育て支援新制度」への対応と「次世代育成支援行動計画」の考え方を内包する「竜王町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。令和2年には第2期計画として改定し、教育・保育サービスや子育て支援サービスの提供による、すべてのこどもの健やかな成長や子育て家庭を支援するためのきめ細かな支援に取り組んできました。

令和5年4月に施行されたこども基本法(令和4年法律第77号)により、市町村における「こども計画」の策定が努力義務化されるとともに、令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」において、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」をめざすことが示されています。

竜王町では、「こども大綱」をふまえつつ、こどもに関する施策及び各分野の関連施策を一体的に実施するため、「竜王町こども計画(以下、「本計画」という。)」を策定することとします。

2. こども基本法・こども大綱の概要

(1)こども基本法の概要

目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担うすべてのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざして、こども施策を総合的に推進する。

基本理念

- ①すべてのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること
- ②すべてのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されることのような福祉に係る権利がひとしく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会がひとしく与えられること
- ③すべてのこどもについて、年齢及び発達に応じて、自己に直接関係するすべての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④すべてのこどもについて、年齢及び発達に応じて、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

(2)こども大綱の概要

こども大綱がめざす「こどもまんなか社会」

すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会。

こども施策に関する基本的な方針

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、すべてのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体との連携を重視する

こども施策に関する重要事項

(1)ライフステージを通じた重要事項

- こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有(こども基本法の周知、こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進)
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり(遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、こどもまんなかまちづくり)
- こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供(成育医療に関する研究や相談支援、慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援)
- こどもの貧困対策(教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援)
- 障害児支援・医療的ケア児への支援(地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育)
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援(児童虐待防止対策のさらなる強化、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援)
- こども・若者の自殺対策、犯罪からこども・若者を守る取組(こども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策)

(2)ライフステージ別の重要事項

○こどもの誕生前から幼児期まで

こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。

- ・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保
- ・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

○学童期・思春期

学童期は、こどもにとって、身体もこころも大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性を育む時期。

思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期。

- ・こどもが安心して過ごし、学ぶことのできる質の高い公教育
- ・居場所づくり
- ・小児医療体制、心身の健康についての情報提供やこころのケアの充実
- ・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
- ・いじめ防止
- ・不登校のこどもへの支援
- ・校則の見直し
- ・体罰や不適切な指導の防止
- ・高校中退の予防、高校中退後の支援

○青年期

大学や専門学校への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身につけ、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期。

- ・高等教育の修学支援、高等教育の充実
- ・就労支援、雇用と経済的基盤の安定
- ・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
- ・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

(3)子育て当事者への支援に関する重要事項

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにする。

- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 地域子育て支援、家庭教育支援
- 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- ひとり親家庭への支援

こども施策を推進するために必要な事項

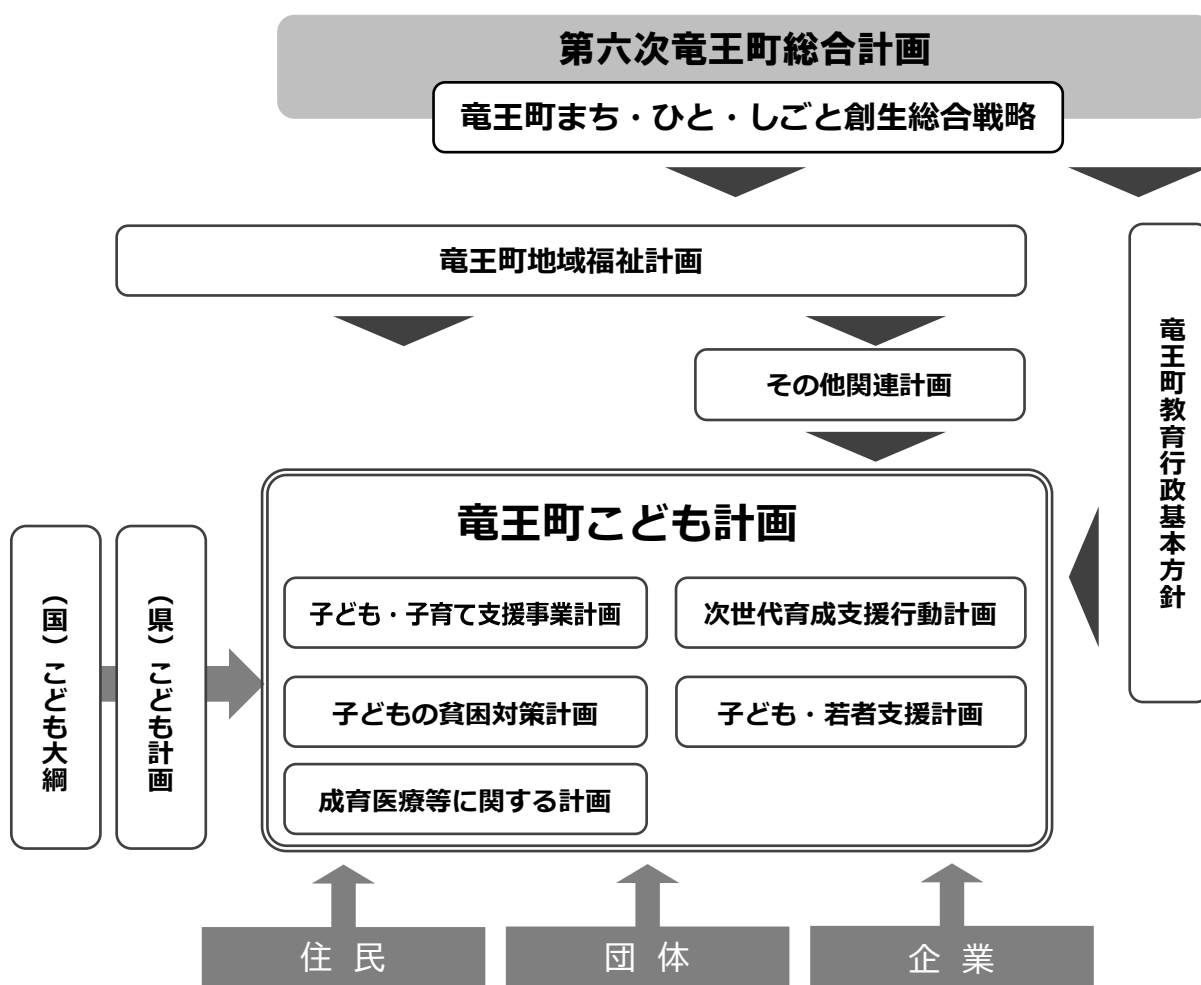
- (1)こども・若者の社会参画・意見反映
- (2)こども施策の共通の基盤となる取組
- (3)施策の推進体制

3. 計画の構成・位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第2項に規定する市町村こども計画として、国のこども大綱、滋賀県の淡海子ども・若者プランをふまえつつ、竜王町総合計画をはじめ、福祉や教育の関連計画との整合性を図り、こども施策を総合的に推進するための計画として位置づけます。なお、この計画は、以下の計画を一体的に策定するものとします。

- ① 子ども・子育て支援事業計画 《子ども・子育て支援法》
- ② 次世代育成支援行動計画 《次世代育成支援対策推進法》
- ③ 子ども・若者支援計画 《子ども・若者支援推進法》
- ④ 子どもの貧困対策計画 《子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律》
- ⑤ 成育医療等に関する計画 《成育医療等基本方針に基づく計画策定指針》

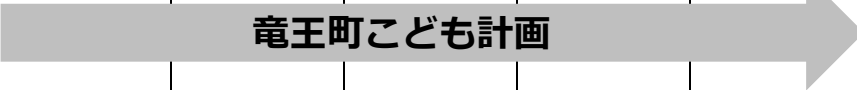
■上位・関連計画との関係



4. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和 11 年度までの5年間とします。また、社会情勢の変化に対応し、計画期間中であっても適宜必要な見直しを行うものとします。

■計画の期間

令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)
						
					見直し	

5. 計画の対象

本計画は、こども・若者、子育てをしている保護者や子育て支援に関わる関係機関・団体を広く対象とします。

また、「こども基本法」において「こども」とは心身の発達の過程にある者をいう。」とされており、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指しています。本計画においても若者の対象年齢については概ね30歳程度としますが、上記の考え方をふまえ、施策や事業によっては明確に年齢で区分せず、必要なサポートが途切れないようにするものとします。

■「こども基本法」抜粋

(定義)

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

■「こども大綱」抜粋

こども基本法において「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされている。これは、18 歳や 20 歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指している※。

※「乳幼児期」（義務教育年齢に達するまで）、「学童期」（小学生年代）、「思春期」（中学生年代からおおむね 18 歳まで）、「青年期」（おおむね 18 歳以降からおおむね 30 歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。）とで分けて示す。なお、「若者」については、法令上の定義はないが、ここでは思春期及び青年期の者とし、「こども」と「若者」は重なり合う部分があるが青年期の全体が射程に入ることを明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、特に「若者」の語を用いることとする。

6. 策定体制

本計画の策定にあたり、子育て支援に関する課題を抽出するとともに、今後の教育・保育事業の目標事業量の検討に反映するための就学前保護者、小学生保護者、中高生保護者を対象とした子育て支援ニーズアンケート調査を令和5年度に実施しました。

また、こどもの意見を計画に反映するため、小中学生を対象としたアンケート調査、小中学生によるワークショップ「竜王町こどもまんなか会議」を実施しました。

さらに、学識経験者や教育・保育の関係者、事業者、関連団体で構成する「竜王町子ども未来会議」において検討を重ね、意見をいただきながら策定しました。

第2章 竜王町のこどもを取り巻く現状

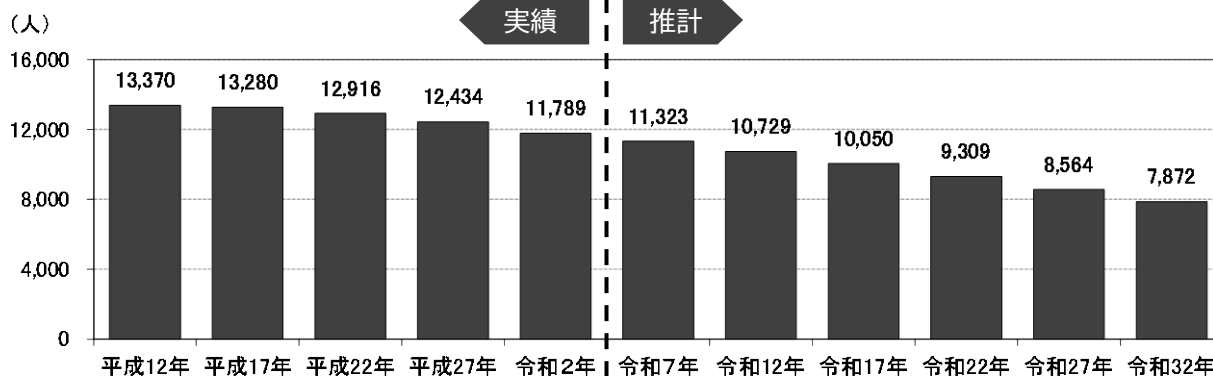
1. 人口・世帯の動向

(1) 人口の状況

① 総人口の推移

竜王町の総人口の推移をみると、平成12年以降減少が続いており、令和22年以降、1万人を下回ることが予測されています。

■総人口の推移

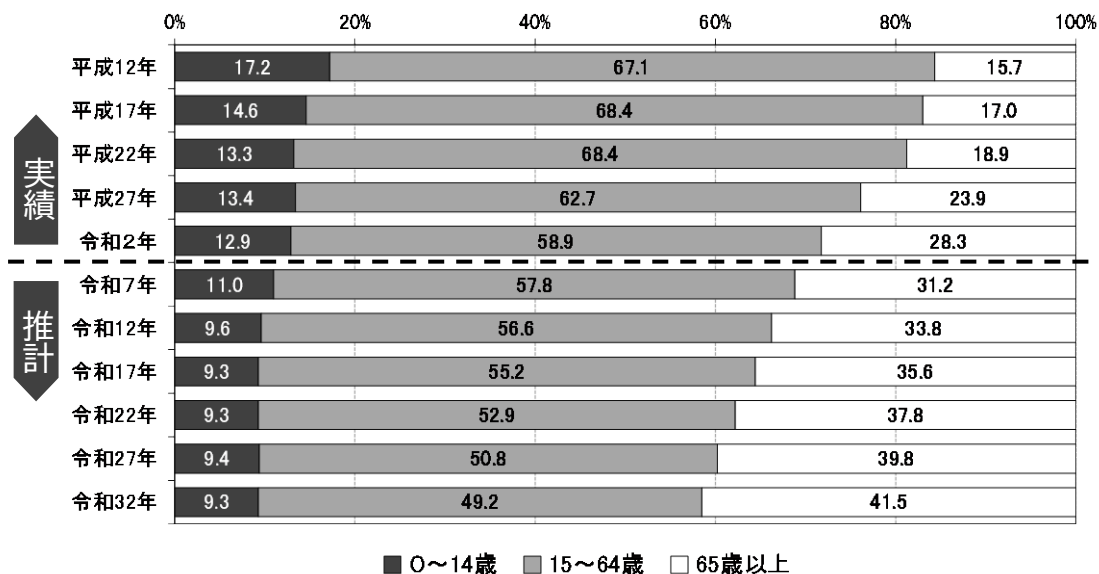


資料：令和2年までは国勢調査、各年10月1日時点
令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』(令和5(2023)年推計)

② 年齢3区分別人口割合の推移

年齢構成別に人口の推移をみると、0～14歳の割合は低下を続けており、令和12年以降、10%を下回る予測となっています。

■年齢構成別人口割合の推移

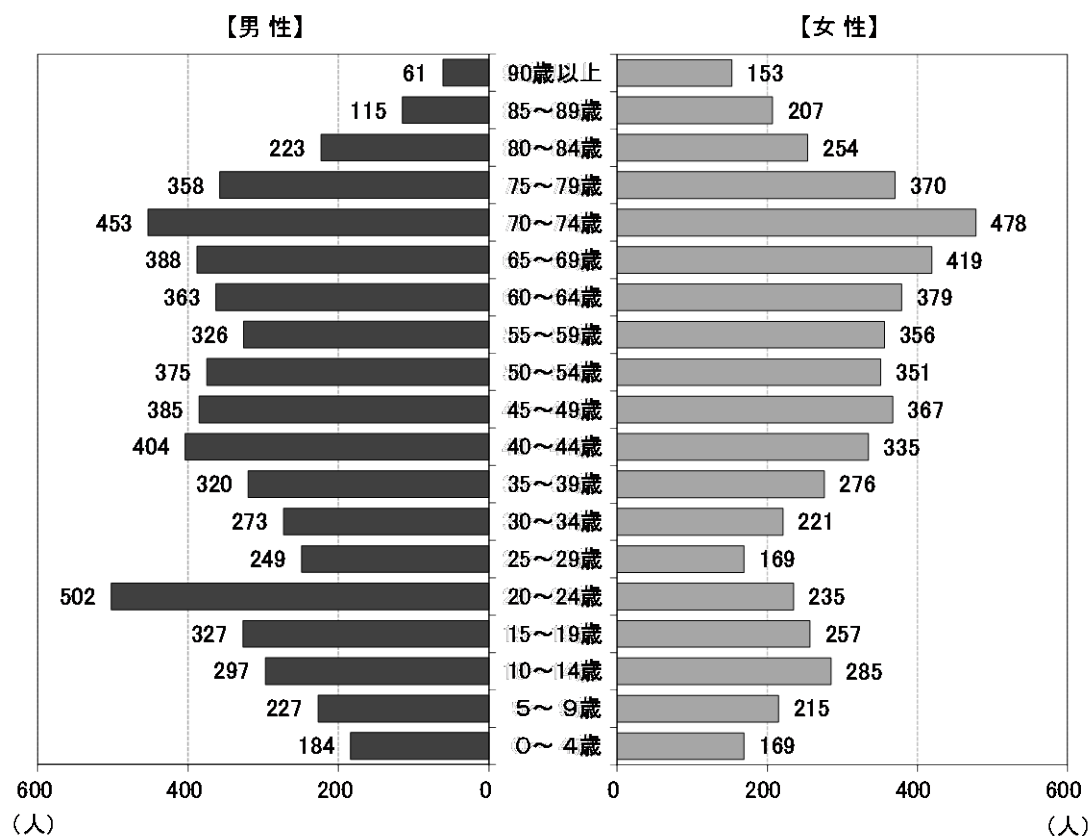


資料：令和2年までは国勢調査、各年10月1日時点
令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』(令和5(2023)年推計)

③ 人口ピラミッドの状況

人口ピラミッドをみると、男女ともに 70～74 歳が多く、また、大手製造業の社員寮の立地により、20～24 歳の男性も多くなっています。

■男女別年齢別人口構成(令和6年4月1日現在)



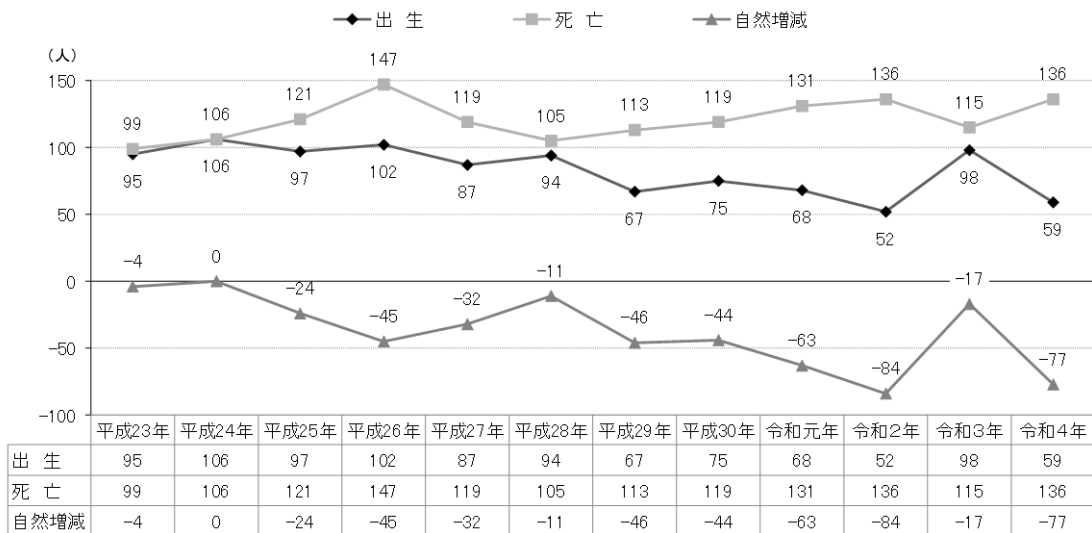
資料:住民基本台帳(外国人登録含)

(2)人口動態の状況

① 自然動態

自然動態をみると、上下の変動はあるものの減少傾向が続き、自然増減数は平成 23 年以降マイナスが続いており、令和4年は 77 人の自然減となっています。

■自然動態(出生・死亡)の推移

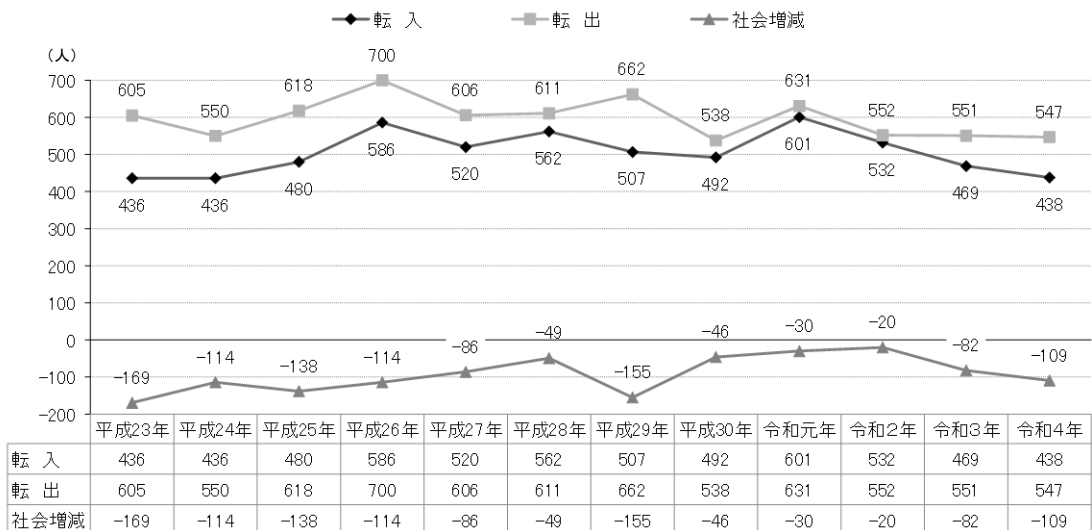


資料:滋賀県統計書

② 社会動態

社会動態をみると、平成 23 年以降、転出が転入を上回る社会減が続いています。

■社会動態(転出・転入)の推移

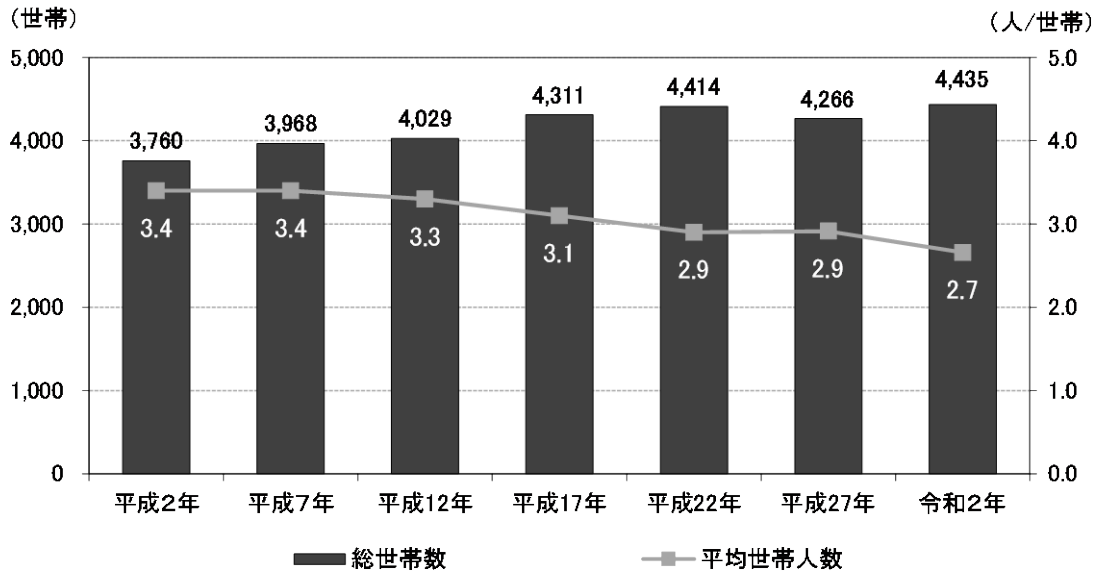


資料:滋賀県統計書

(3)世帯の動向

世帯数は平成 27 年を除いて増加傾向で推移しており、令和2年で 4,435 世帯となっています。また、1世帯あたり平均世帯人員は年々減少しており、令和2年では 2.7 人となっています。

■世帯数と平均世帯人員の推移

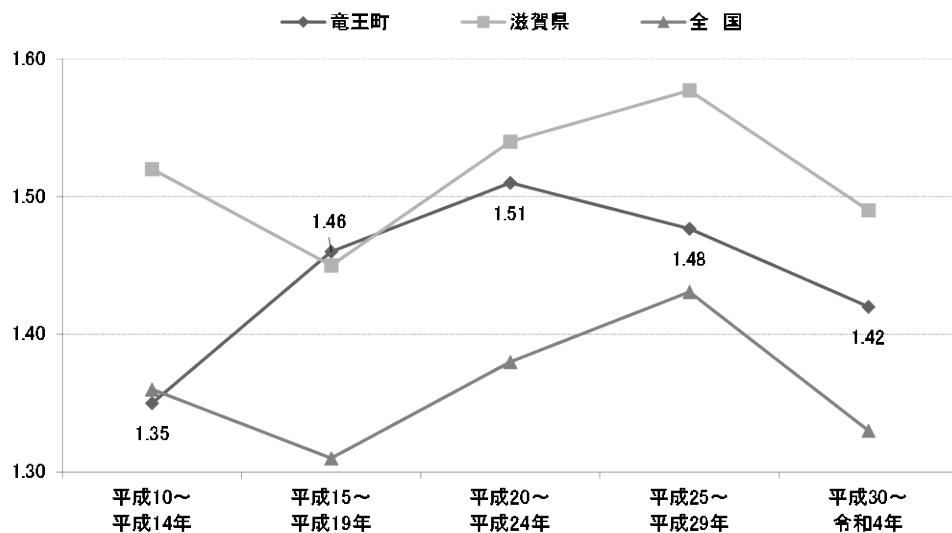


資料:国勢調査

(4)合計特殊出生率の推移

竜王町の合計特殊出生率は平成 20 年～平成 24 年をピークに減少傾向となっており、平成 30 年～令和4年には 1.42 と全国平均を上回るものの、県平均を下回っています。

■合計特殊出生率の推移



資料:人口動態統計特殊報告

(5)母親の年齢別出生数

母親の年齢別出生数をみると、国、滋賀県では「30～34 歳」の割合が最も高い一方、竜王町では「35～39 歳」の割合が高くなっています。また、平成 27 年と比べ、国、滋賀県では 40 歳代以上の割合が上昇しています。

■母親の年齢別出生数

平成 27 年		総数	19 歳以下	20～24 歳	25～29 歳	30～34 歳	35～39 歳	40～44 歳	45 歳以上
国	出生数	1,005,719 人	11,930 人	84,465 人	262,266 人	364,887 人	228,302 人	52,561 人	1,308 人
	比率	100.0%	1.2%	8.4%	26.1%	36.3%	22.7%	5.2%	0.1%
滋賀県	出生数	12,622 人	155 人	925 人	3,482 人	4,680 人	2,793 人	574 人	13 人
	比率	100.0%	1.2%	7.3%	27.6%	37.1%	22.1%	4.5%	0.1%
竜王町	出生数	92 人	0 人	4 人	24 人	43 人	19 人	2 人	0 人
	比率	100.0%	0.0%	4.3%	26.1%	46.7%	20.7%	2.2%	0.0%

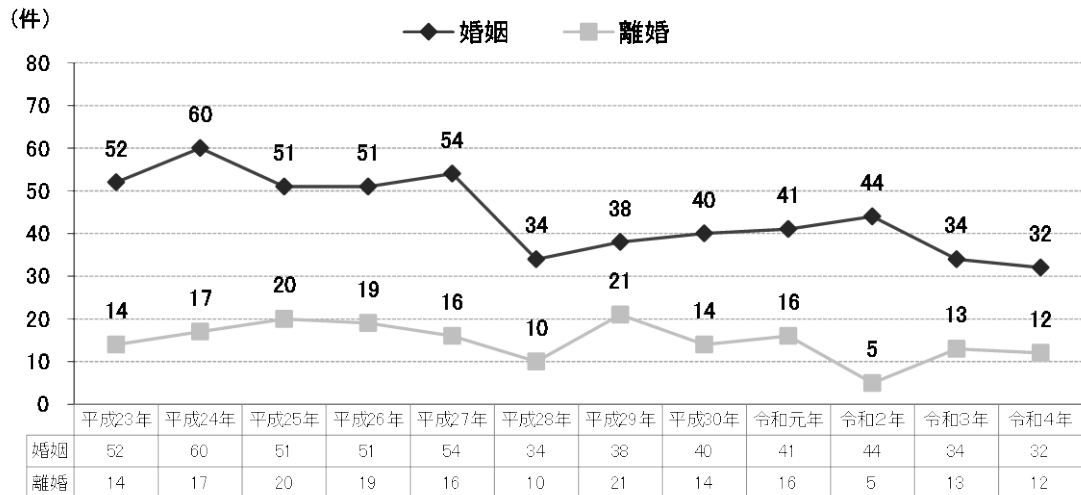
令和 4 年		総数	19 歳以下	20～24 歳	25～29 歳	30～34 歳	35～39 歳	40～44 歳	45 歳以上
国	出生数	770,753 人	4,558 人	52,850 人	202,505 人	279,517 人	183,327 人	46,338 人	1,658 人
	比率	100.0%	0.6%	6.9%	26.3%	36.3%	23.8%	6.0%	0.2%
滋賀県	出生数	9,766 人	53 人	672 人	2,650 人	3,578 人	2,251 人	548 人	14 人
	比率	100.0%	0.5%	6.9%	27.1%	36.6%	23.0%	5.6%	0.1%
竜王町	出生数	61 人	0 人	2 人	19 人	19 人	21 人	0 人	0 人
	比率	100.0%	0.0%	3.3%	31.1%	31.1%	34.4%	0.0%	0.0%

資料：人口動態調査

(6)結婚の動向

竜王町の婚姻件数をみると、増減を繰り返しながらも減少傾向となっており、令和4年は32件と過去最低となっています。離婚件数は15件前後で推移し、令和4年は12件となっています。また、未婚率をみると、令和2年では男女ともに全国平均や県平均を上回っている傾向がみられますが、30歳以上の女性のみ全国平均を下回っています。

■婚姻・離婚数の推移



資料：滋賀県統計書

■男女別の未婚率の推移

単位 %

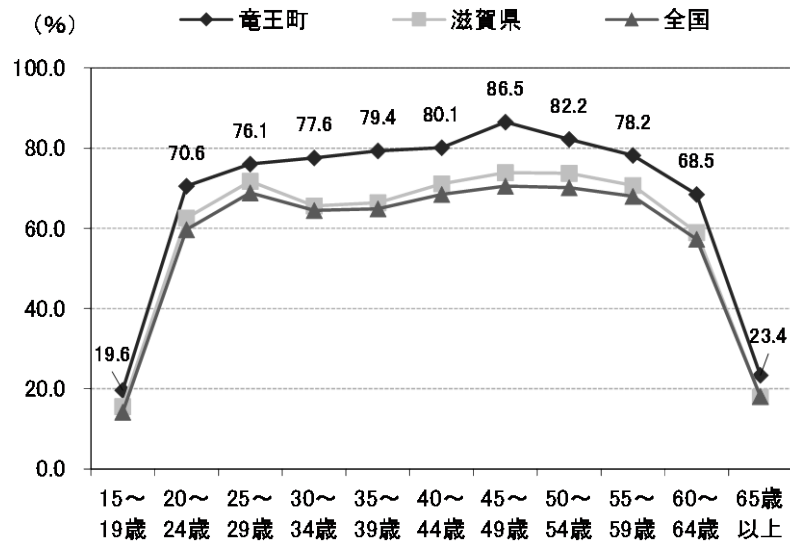
		20～24歳		25～29歳		30～34歳		35～39歳	
		男	女	男	女	男	女	男	女
平成2年	全国	92.2	85.0	64.4	40.2	32.6	13.9	19.0	7.5
	滋賀県	92.9	85.3	62.8	32.1	27.2	8.1	14.1	4.0
	竜王町	96.9	84.7	71.6	21.2	34.0	5.2	19.3	2.0
平成7年	全国	92.6	96.4	66.9	48.0	37.3	19.7	22.6	10.0
	滋賀県	93.0	86.3	64.8	41.7	31.4	12.4	17.1	5.6
	竜王町	96.2	85.5	73.6	36.5	30.7	6.4	16.0	3.1
平成12年	全国	92.9	87.9	69.3	54.0	42.9	26.6	25.7	13.8
	滋賀県	93.3	87.7	66.8	48.8	37.3	19.2	19.8	8.2
	竜王町	95.8	95.5	79.2	53.6	48.6	11.8	21.0	3.1
平成17年	全国	91.0	85.8	62.8	52.4	36.8	25.4	23.0	14.1
	滋賀県	94.1	88.7	68.9	55.0	41.8	25.4	25.5	12.9
	竜王町	98.2	95.6	80.4	55.1	53.0	26.1	35.8	6.5
平成22年	全国	91.4	87.8	69.2	58.9	46.0	33.9	34.8	22.7
	滋賀県	93.6	89.1	69.5	56.5	42.3	29.3	29.9	17.3
	竜王町	97.2	91.5	79.1	63.9	48.0	29.2	32.8	15.9
平成27年	全国	95.0	91.4	72.7	61.3	47.1	34.6	35.0	23.9
	滋賀県	95.5	91.7	72.2	58.9	44.1	29.6	30.8	19.5
	竜王町	98.3	94.3	82.0	66.7	55.1	27.6	38.3	15.7
令和2年	全国	95.2	92.3	72.9	62.4	47.4	35.2	34.5	23.6
	滋賀県	95.7	92.4	72.7	59.5	45.0	30.7	31.9	19.4
	竜王町	98.2	95.9	83.6	65.1	66.5	34.9	44.7	20.0

資料：国勢調査

(7)女性の年齢別就業率

女性の年齢別就業率をみると、いずれの年代においても、全国平均や県平均よりも高い割合となっています。また、全国平均や県平均では M 字カーブを描いていますが、竜王町では改善されています。

■女性の年齢別就業率（令和 2 年）



資料：国勢調査

2. 竜王町の子育て支援施策の概況

(1) 保育サービスの状況

① 認可保育所と幼稚園の設置状況

竜王町の認可保育所は、民間で2か所設置されており、保育士数は令和5年度で42人となっています。幼稚園は、令和4年4月に2園を統合し、「竜王町立竜王こども園」に移行しており、公立で幼稚園型認定こども園(3・4・5歳児対象)が1か所設置されています。教諭数は令和5年度で20人となっています。

■施設数と職員数の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
保育士数	39人	37人	37人	39人	37人	42人
幼稚園数	2か所	2か所	2か所	2か所		
こども園数					1か所	1か所
教諭数	20人	33人	30人	30人	23人	20人

資料:教育総務課

② 認可保育所の入園状況

保育所への延べ入園児童数は220人前後で推移しています。4月1日の入園児童数は増加傾向となっており、令和5年度で233人(2号128人、3号105人)となっています。また、平成30年度以降、一定の定員数に対して在籍率が100%を超えた状況が続いています。

■入園児童数の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就学前児童数	575人	536人	482人	476人	482人	456人
定員数	210人	210人	210人	210人	210人	210人
延べ入園児童数	235人	221人	227人	219人	224人	239人
入園児童数 4/1日現在 2号	223人	123人	139人	135人	133人	128人
4/1日現在 3号		83人	81人	81人	89人	105人
年度途中異動児童数	12人	15人	7人	3人	2人	6人
入園率	40.8%	41.2%	47.0%	46.0%	46.4%	52.4%
在籍率	111.9%	105.2%	108.0%	104.2%	106.6%	113.8%

※入園率＝入園児童数/就学前児童数、在籍率＝入園児童数/定員数(4月1日現在)

資料:教育総務課

③ 幼稚園・こども園の入園状況

園児数は年々減少しており、令和5年度では1号認定が39人、2号認定が56人となっています。

■幼稚園の園児数の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
園数	2か所	2か所	2か所	2か所
園児数	169人	166人	130人	117人
3歳児	51人	45人	33人	38人
4歳児	67人	53人	45人	35人
5歳児	51人	68人	52人	44人

資料：教育総務課

■認定こども園の園児数の推移

	令和4年度	令和5年度
園数	1か所	1か所
園児数		
1号認定	54人	39人
2号認定	53人	56人
3歳児		
1号認定	19人	11人
2号認定	15人	12人
4歳児		
1号認定	18人	16人
2号認定	21人	21人
5歳児		
1号認定	17人	12人
2号認定	17人	23人

資料：教育総務課

④ 認可外保育所の状況

山之上保育所ピノキオ(認可外保育所)の状況をみると、入園者数は令和元年度に減少しましたが、以降増加傾向にあり、令和5年度は12人となっています。

■認可外保育所の状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
入園者数	14人	3人	8人	8人	14人	12人

資料：教育総務課

⑤ 待機児童の状況(4月1日基準)

待機児童は、平成30年度以降は発生していません。

■待機児童数の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
待機児童数	0人	0人	0人	0人	0人	0人

資料：教育総務課

⑥ 延長保育及び幼稚園、こども園の預かり保育の状況

延長保育の実利用者数は令和5年度で 69 人、幼稚園、こども園の預かり保育の延べ利用者数は 89 人となっています。

■延長保育事業利用児童数の推移

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延長保育事業 実利用者数	84 人	69 人	52 人	50 人	69 人	69 人

■幼稚園・こども園の預かり事業利用児童の推移

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
幼稚園、こども園 の預かり事業 延べ利用者数	642 人	1,014 人	792 人	955 人	117 人	89 人

資料：教育総務課

⑦ 地域子育て支援拠点事業の状況

子育て家庭の親とそのこどもが気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る場、子育てに関する身近な相談窓口として、地域子育て支援拠点事業を実施しています。コロナ禍に利用者が大人、こどもともに大きく減少していますが、以降増加し令和4年度ではコロナ禍以前の水準まで回復しています。

■地域子育て支援拠点事業延べ利用者数の推移

		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
こどもひろば	大人	2,616 人	2,589 人	1,791 人	2,621 人	2,943 人	2,986 人
	こども	3,380 人	3,277 人	2,108 人	3,237 人	3,356 人	3,630 人

資料：健康推進課

⑧ 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)の状況

放課後児童クラブの利用児童数は、年々増加傾向にあり、令和元年度に4クラス、令和2年度に5クラスに増やしています。共働き世代が増加しており、保育所利用者の増加にあわせて、小学校就学後も長時間預かってほしいというニーズが増加していると考えられます。

■放課後児童クラブの状況

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置数	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
クラス数	3 クラス	4 クラス	5 クラス	5 クラス	5 クラス	5 クラス
利用児童数	151 人	169 人	171 人	195 人	198 人	201 人
1～3年生	91 人	118 人	115 人	113 人	110 人	106 人
4～6年生	60 人	51 人	56 人	82 人	88 人	95 人

資料：健康推進課

(2)母子保健事業の状況

① 母子健康手帳の交付状況

母子の健康管理と育児情報の提供のため、交付している母子健康手帳の交付状況を見ると、平成30年度以降、増減はあるものの、概ね横ばいの状況です。

■母子健康手帳の交付状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交付数	63件	64件	89件	67件	49件	60件

資料：健康推進課

② 妊婦健康診査の状況

妊婦健診について、受診数は平成30年度以降、増減を繰り返しながらも減少傾向にあります。

■妊婦健康診査の状況

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
妊婦健診	受診数	105人	97人	130人	112人	78人	82人

資料：健康推進課

③ 乳幼児健康診査の状況

乳幼児健診については、令和5年度の3歳6か月児健診を除き、すべての健診で100%に近い受診率となっています。

■乳幼児健康診査の状況

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
4か月児健診	受診数	77人	56人	67人	85人	64人	42人
	受診率	100.0%	98.2%	98.5%	100.0%	100.0%	100.0%
10か月児健診	受診数	65人	74人	68人	89人	69人	50人
	受診率	100.0%	100.0%	100.0%	98.9%	101.5%	100.0%
1歳6か月児健診	受診数	81人	74人	74人	59人	92人	72人
	受診率	97.6%	101.4%	97.4%	93.7%	101.6%	101.4%
2歳6か月児健診	受診数	93人	64人	89人	73人	64人	106人
	受診率	94.9%	106.7%	98.9%	97.3%	101.6%	99.1%
3歳6か月児健診	受診数	86人	89人	92人	76人	81人	63人
	受診率	96.6%	95.7%	98.9%	97.4%	100.0%	92.6%

資料：健康推進課

※乳幼児健診について、年度をまたぐ受診があるため、100%を超える場合がある。

④ 乳幼児歯科健康診査の状況

乳幼児歯科健康診査は、1歳6か月児健診、2歳6か月児健診では 100%近い受診率となっていますが、令和5年度の3歳6か月児健診では 92.6%とやや低くなっています。

3歳6か月児のう蝕(むし歯)の罹患状況をみると、令和5年度では 4.8%となっています。

■乳幼児歯科健康診査の状況

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1歳6か月児健診	受診数	83 人	74 人	74 人	59 人	92 人	72 人
	受診率	100.0%	101.4%	97.4%	93.7%	101.6%	101.4%
2歳6か月児健診	受診数	94 人	64 人	89 人	73 人	64 人	106 人
	受診率	95.9%	106.7%	98.9%	97.3%	101.6%	99.1%
3歳6か月児健診	受診数	88 人	89 人	92 人	76 人	81 人	63 人
	受診率	98.9%	95.7%	98.9%	97.4%	100%	92.6%

資料：健康推進課

■3歳6か月児う蝕罹患状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
う蝕のない者	75 人	71 人	81 人	68 人	69 人	60 人
う蝕のある者	13 人	18 人	11 人	8 人	12 人	3 人
罹患率	14.8%	20.2%	12.0%	10.5%	14.8%	4.8%
平均う蝕本数	0.41 本	0.54 本	0.40 本	0.38 本	0.38 本	0.10 本

資料：健康推進課

⑤ 訪問指導・相談の状況

新生児・乳幼児の家庭に助産師や保健師が訪問し、指導を行う新生児訪問を行っています。また、保健指導が必要な乳幼児の家庭に保健師・管理栄養士が訪問し、指導を行う乳幼児訪問指導を実施しており、令和5年度では合計で 80 人となっています。

■訪問指導の状況

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
未熟児(低体重児含む)	8 人	6 人	3 人	10 人	6 人	2 人
新生児	15 人	20 人	14 人	25 人	18 人	11 人
乳児	55 人	35 人	50 人	55 人	29 人	38 人
幼児	20 人	18 人	16 人	17 人	9 人	13 人
妊産婦	1 人	13 人	17 人	19 人	25 人	16 人
計	99 人	92 人	100 人	126 人	87 人	80 人

資料：健康推進課

乳幼児健診や子育て相談での状態や保護者の希望により、発達相談員による相談、発達確認を行い、こどもの成長・発達を促すための適切な指導を行う発達相談(のびっこ相談)を実施しており、相談件数は年度によって増減はありますが、令和5年度では 63 人の利用となっています。

■発達相談(のびっこ相談)の状況

		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談年齢	0歳	8 人	3 人	2 人	1 人	9 人	1 人
	1歳	12 人	16 人	8 人	8 人	6 人	13 人
	2歳	16 人	27 人	14 人	10 人	11 人	12 人
	3歳	19 人	20 人	23 人	7 人	16 人	12 人
	4歳	10 人	10 人	13 人	17 人	7 人	18 人
	5歳	12 人	6 人	4 人	4 人	10 人	7 人
計		77 人	82 人	64 人	47 人	59 人	63 人

資料：健康推進課

⑥ 健康相談事業の状況

赤ちゃんサロンでは、生後1歳までのこどもとその保護者を対象に、保健師や助産師による健康相談や、管理栄養士による離乳食相談、母親同士の情報交換、子育て仲間の育成支援を図っています。令和5年度では 133 人の参加となっています。

■健康相談事業の実施状況

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	24 回	22 回	20 回	22 回	24 回	24 回
参加人数	237 人	287 人	160 人	262 人	209 人	133 人

資料：健康推進課

⑦ 親子教室の状況

親子教室として、乳幼児健診・相談で把握した育児不安をもつ保護者や積極的な関わりの必要な親子、発達の課題が認められる就園前のこどもに対し、小集団での教室を実施しています。実施回数は令和元年度以降横ばい傾向となっています。

■親子教室の実施状況

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施回数	47 回	32 回	37 回	36 回	36 回	36 回
延べ参加組数	256 組	254 組	247 組	226 組	285 組	255 組

資料：健康推進課

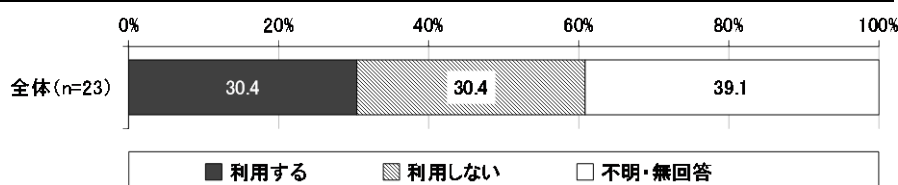
3. アンケート調査結果の概要

(1)子育て支援の充実

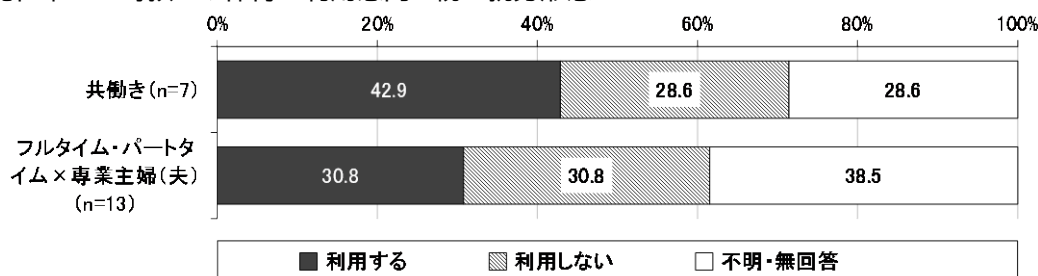
在宅児世帯の一時預かり保育の利用意向は3割程度となっており、共働き世帯の利用意向が4割以上と高くなっています。

(こども園・保育所を利用していない方)

在宅の世帯を対象とした「一時預かり保育」の利用意向 <<就学前保護者調査>>



■在宅児世帯の一時預かり保育の利用意向×親の就労形態

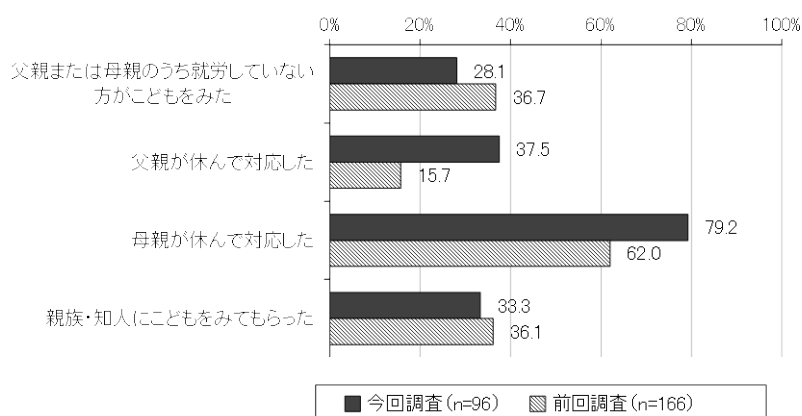


こどもの病気やケガでこども園・保育所を休んだ際の対応について、「母親が休んで対応した」が8割弱となっています。「父親が休んで対応した」は4割未満となっていますが、前回調査と比べると割合が大幅に上昇しています。

(こども園・保育所を利用している方のうち、この1年間にこどもが病気やケガで通常の利用ができなかったことがあった方)

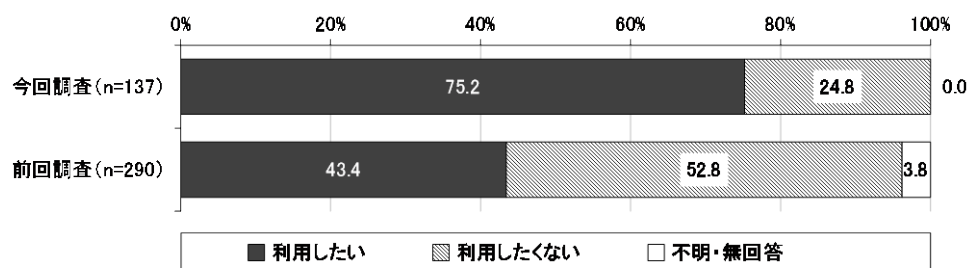
こどもの病気やケガでこども園・保育所を休んだ際の対応(上位項目)

<<就学前保護者調査>>

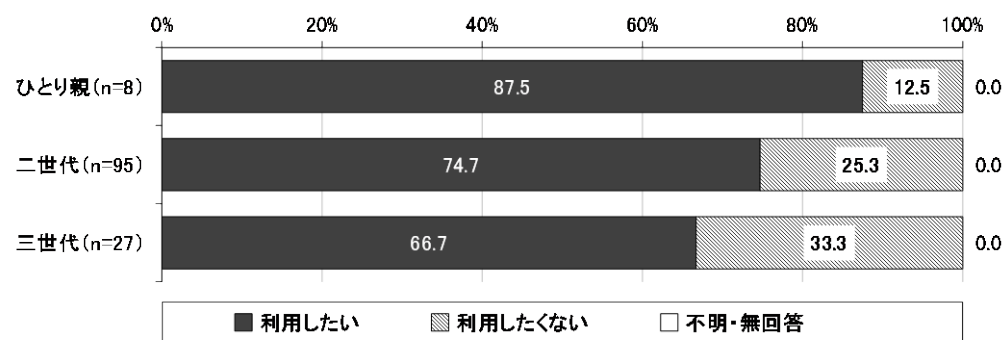


病児・病後児保育の利用意向は前回調査よりも大幅に上昇しており、ひとり親世帯で最も高く、三世代(祖父母・親・子の世帯)では低くなっています。

病児・病後児保育の利用意向 <<就学前保護者調査>>



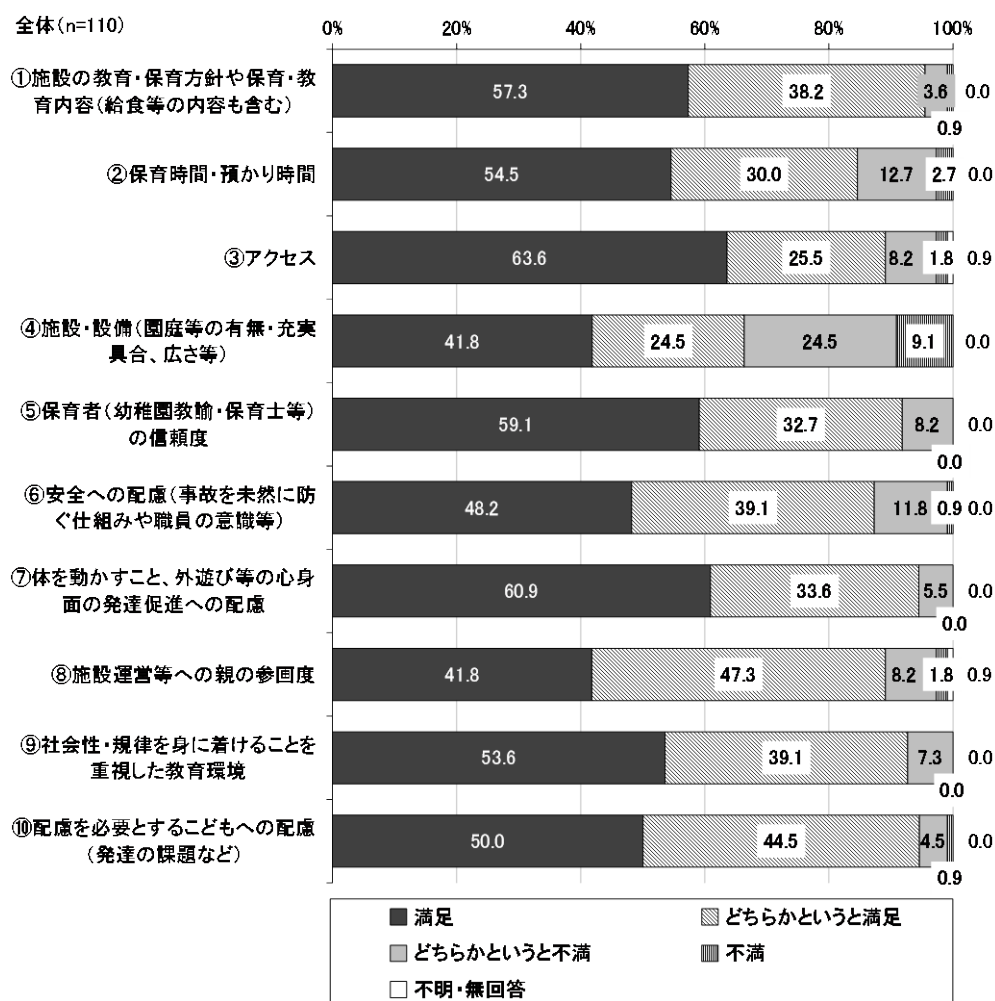
■病児・病後児保育の利用意向×世帯の形態



こども園や保育所を利用している方の施設の満足度について、「施設・設備(園庭等の有無・充実具合、広さ等)」「施設運営等への親の参画度」「安全への配慮(事故を未然に防ぐ仕組みや職員の意識等)」で、他の項目と比較して満足度が低くなっています。

(こども園・保育所を利用している方)

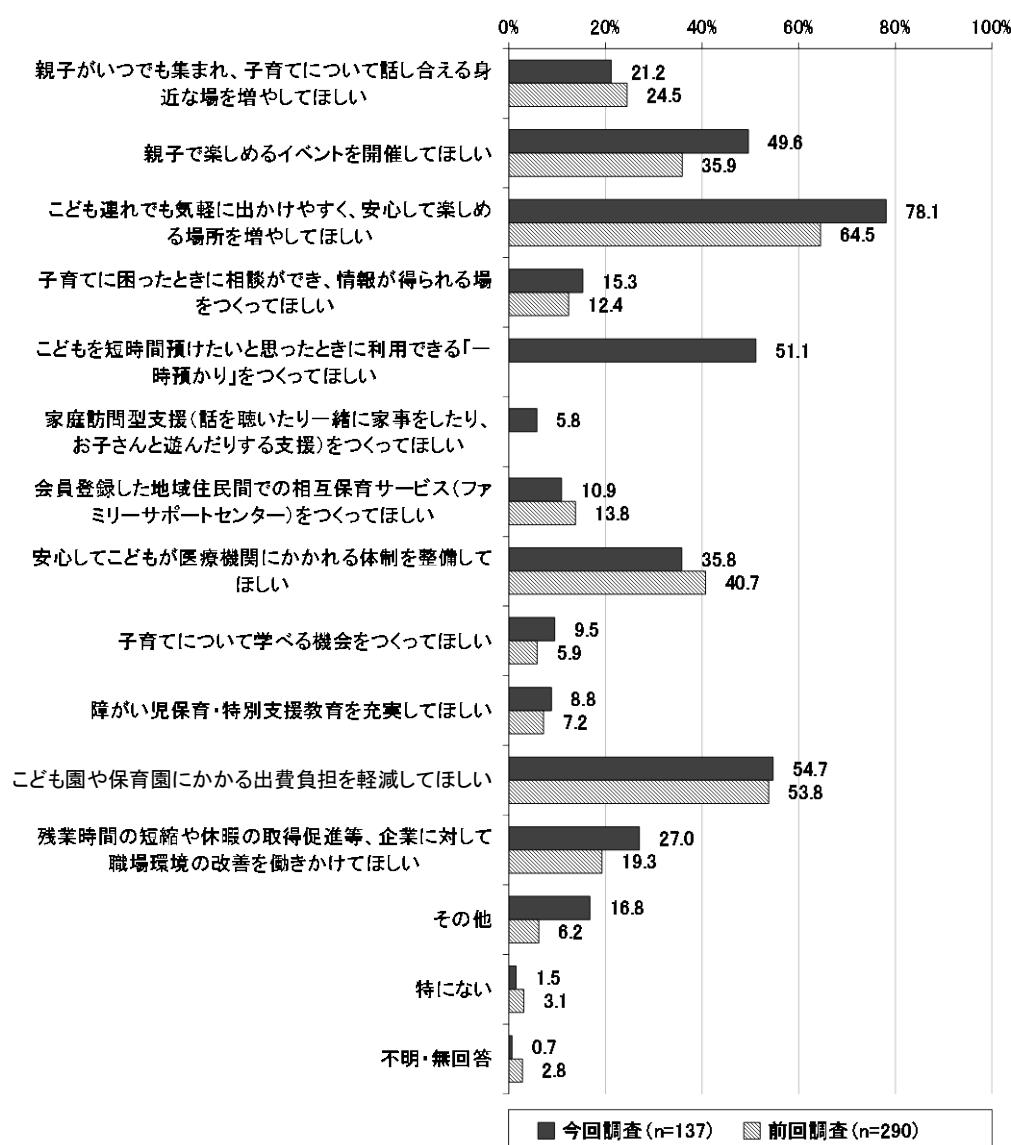
施設の満足度 <<就学前保護者調査>>



充実を図ってほしい子育て支援として、就学前保護者、小学生保護者に共通して「こども連れでも気軽に出かけやすく、安心して楽しめる場所を増やしてほしい」「こどもを短時間預けたいと思ったときに利用できる「一時預かり」をつくってほしい」の割合が高くなっています。また、就学前保護者では「こども園や保育所に係る出費負担を軽減してほしい」、小学生保護者では「安心してこどもが医療機関にかかる体制を整備してほしい」も高くなっています。

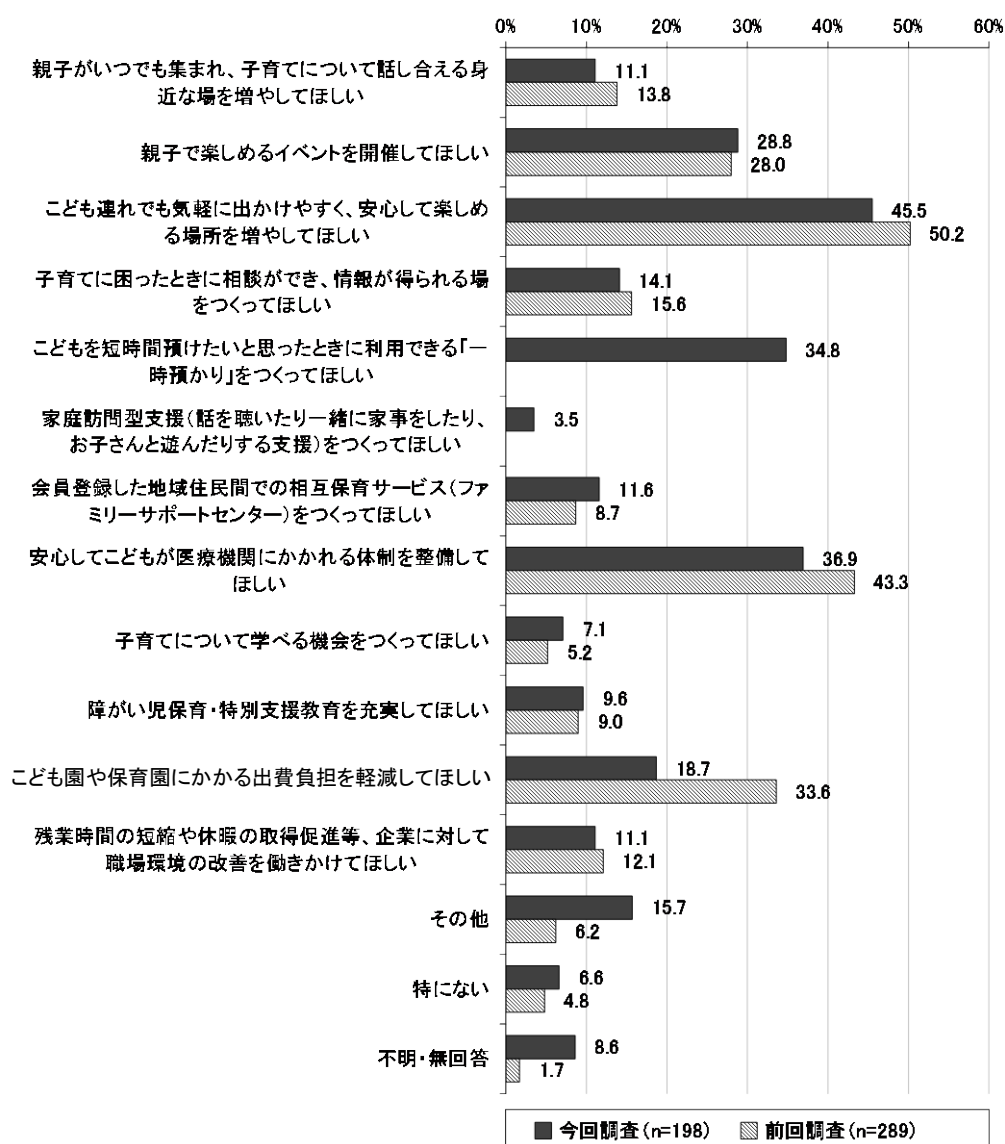
充実を図ってほしい子育て支援 <<就学前保護者調査、小学生保護者調査>>

■就学前保護者



※選択肢「こどもを短時間預けたいと思ったときに利用できる「一時預かり」をつくってほしい」「家庭訪問型支援(話を聴いたり一緒に家事をしたり、お子さんと遊んだりする支援)をつくってほしい」は前回調査はなし。

■小学生保護者



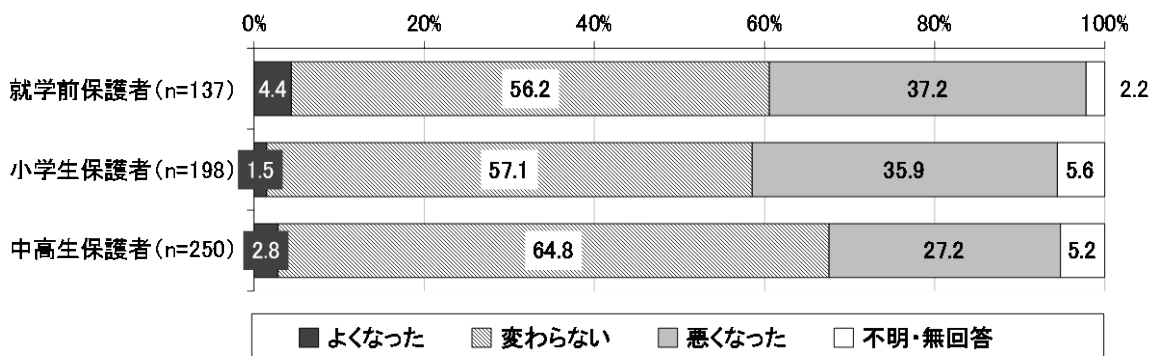
※選択肢「子どもを短時間預けたいと思ったときに利用できる「一時預かり」をつくってほしい」「家庭訪問型支援(話を聴いたり一緒に家事をしたり、お子さんと遊んだりする支援)をつくってほしい」は前回調査はなし。

(2)時代の変化への対応

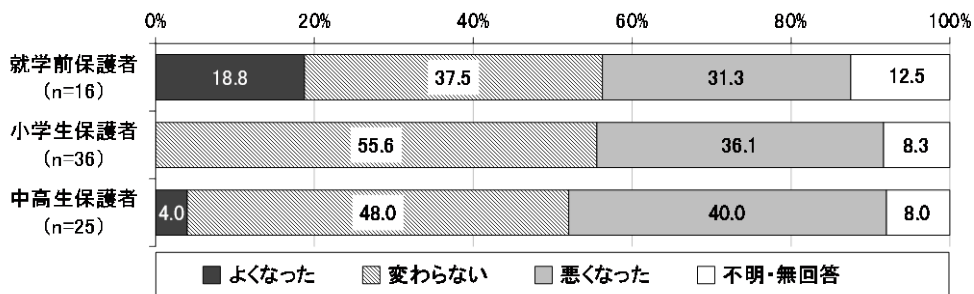
コロナ禍による暮らしへの影響について、「悪くなった」と感じている割合は、就学前保護者、小学生保護者では4割弱、中高生保護者では3割弱となっている一方、400万円未満の世帯でみると、中高生保護者の負担感が大きくなっており、就学前保護者・小学生保護者に比べ、教育費に負担を感じている割合が高くなっています。

新型コロナウイルス感染症拡大による暮らしの影響

《就学前保護者調査、小学生保護者調査、中高生保護者調査》



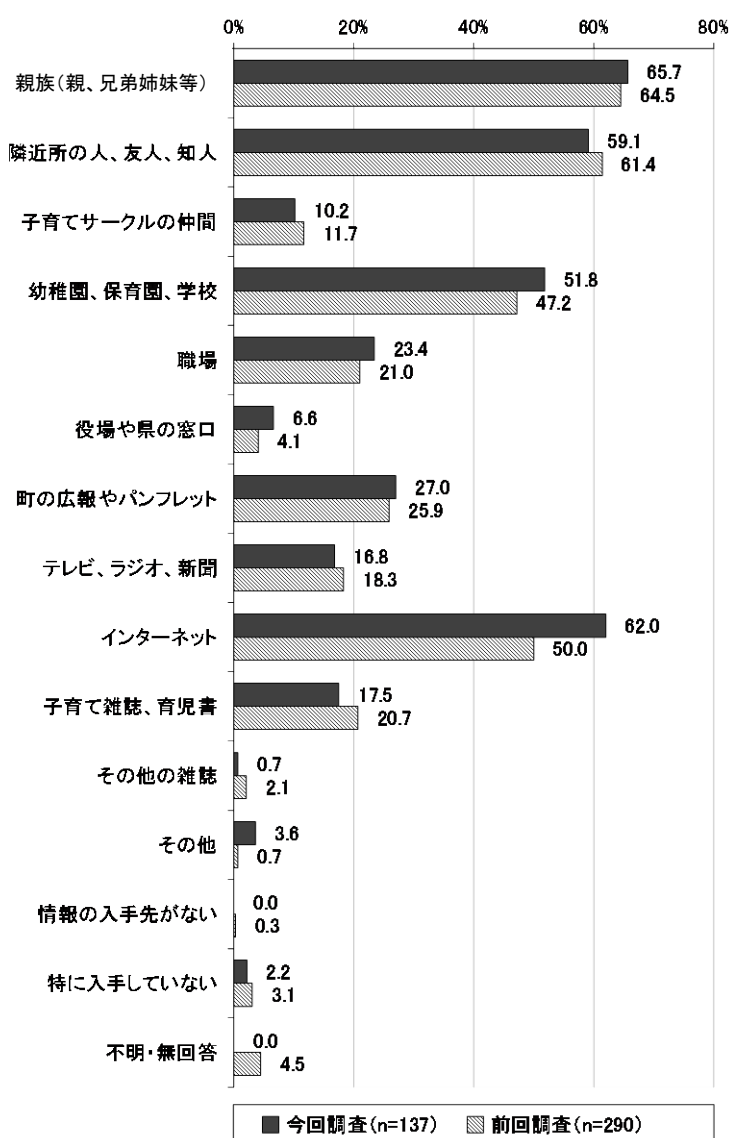
■コロナ禍の暮らしへの影響×年収400万円未満の世帯



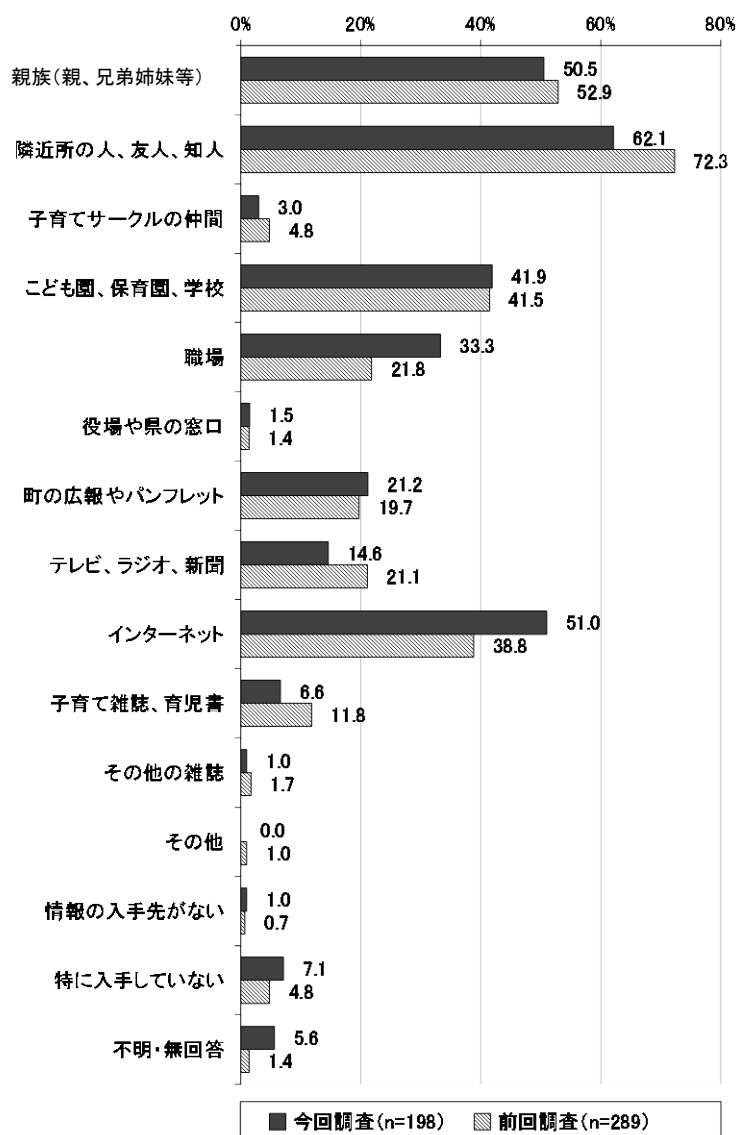
子育てに関する情報の入手先について、「インターネット」の割合が上昇しているとともに、こどもの遊びでは「スマートフォンやタブレットでのゲームや動画の視聴」の割合が高くなっています。また、小学生・中学生ともに「インターネットは使わない」人はほとんどおらず、子育てや遊び、学習において、こどもにとっての安全性を確保しながら有効な活用について検討していく必要があります。

子育てに関する情報の入手先 《就学前保護者調査、小学生保護者調査》

■就学前保護者

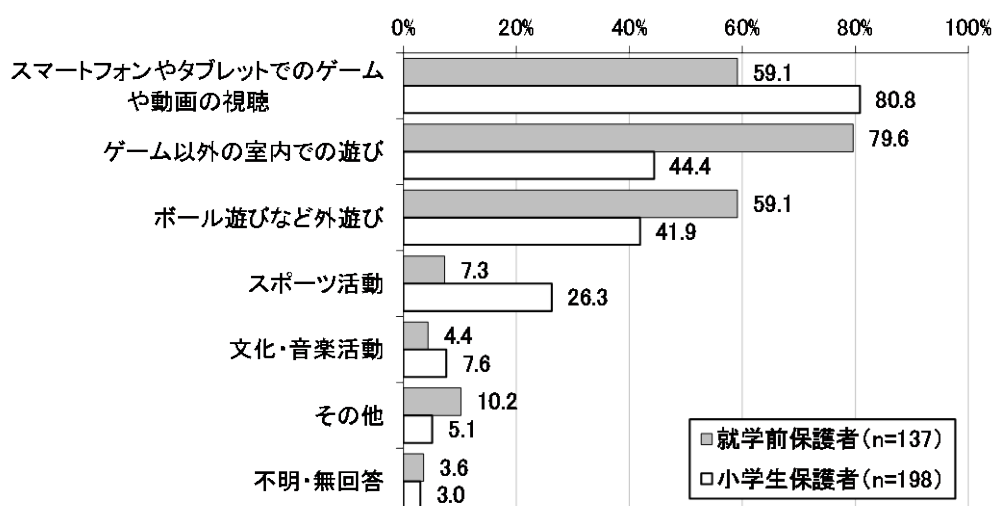


■小学生保護者

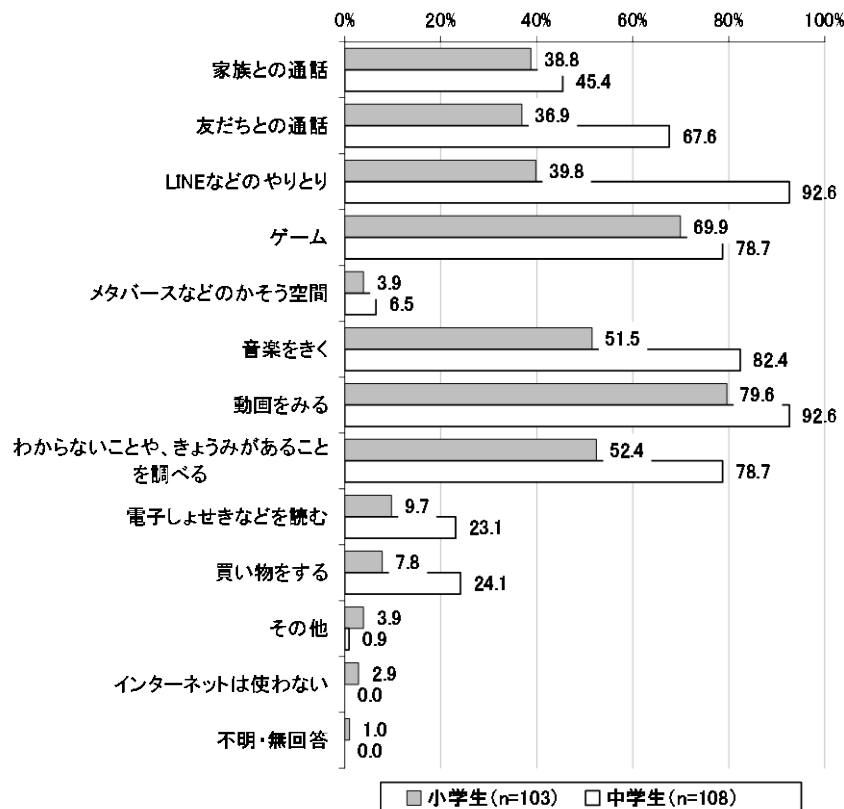


こどもが平日や休日どんなことをして遊んでいるか

《就学前保護者調査、小学生保護者調査》



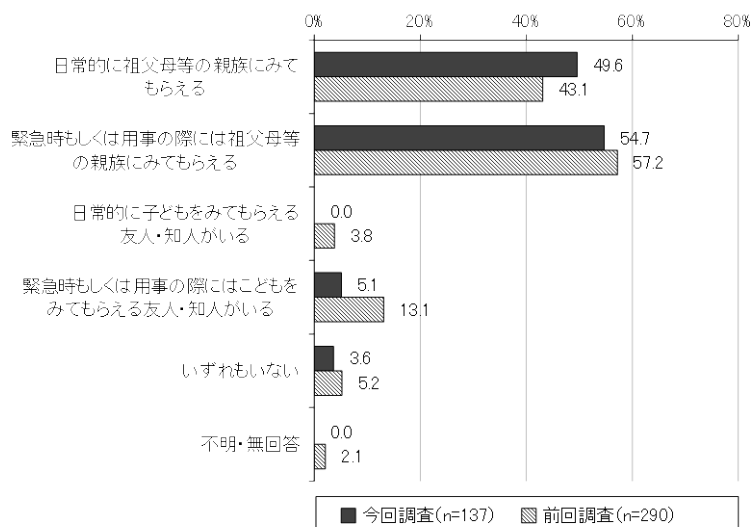
スマートフォンやパソコンでインターネットを使う目的 《小学生調査、中学生調査》



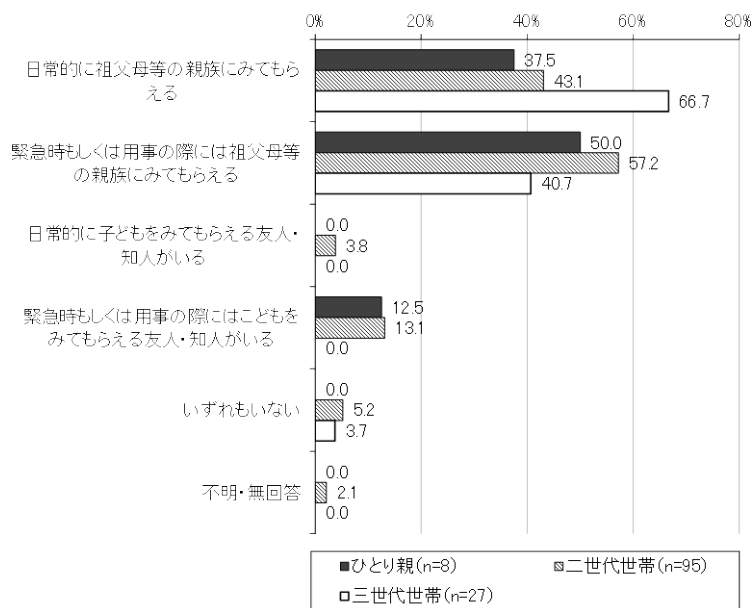
(3) 支援を必要とするこども、子育て家庭の多様化

日常的に祖父母や親族にこどもをみてもらえる割合が上昇している一方で、気軽に相談できる人や相談窓口が「ない」の割合が若干上昇しています。また、ひとり親世帯では、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」割合が低くなっています。

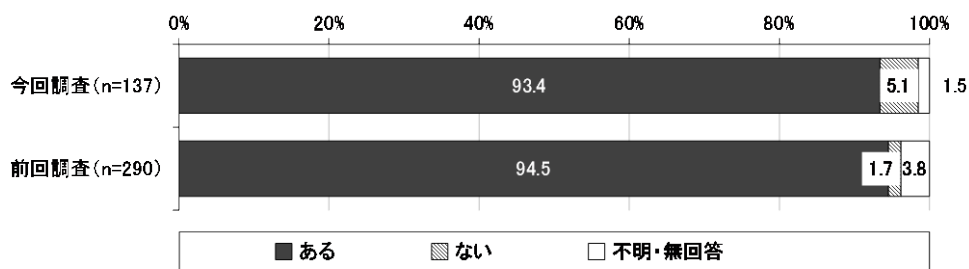
日頃、こどもをみてもらえる親族・知人について 《就学前保護者調査》



■こどもをみてもらえる親族・知人の有無×世帯の形態



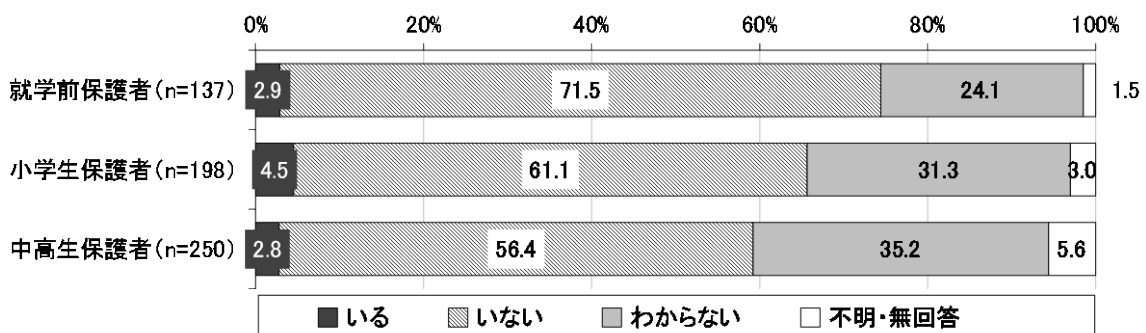
子育てをする上で、気軽に相談できる人や相談窓口の有無 <<就学前保護者調査>>



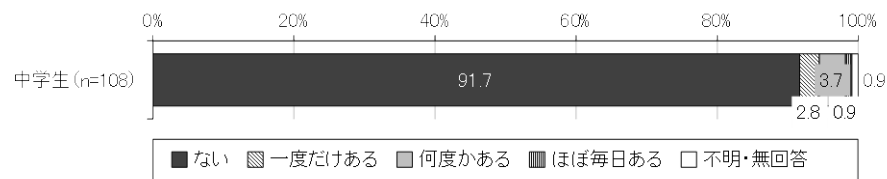
周りにヤングケアラーがいるかどうかについて、就学前保護者、小学生保護者、中高生保護者いずれも、数%程度が「いる」と回答しています。また、中学生本人でも、負担に感じている人がみられ、地域において支援を必要とするこどもが一定数いることがうかがえます。

周囲にヤングケアラーがいるか

<<就学前保護者調査、小学生保護者調査、中高生保護者調査>>

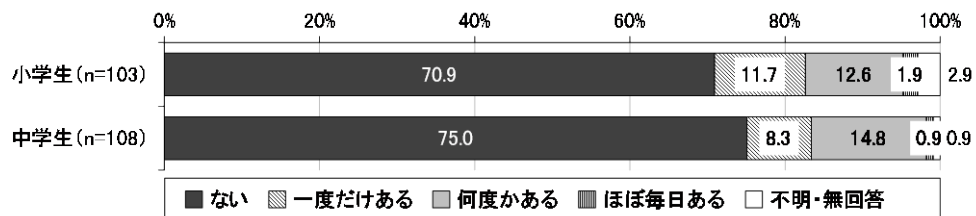


家事や兄弟姉妹の世話で、学校生活に影響がでたり、心身に不調を感じるほど負担がかか
 ったりしていることがあるか <<中学生調査>>

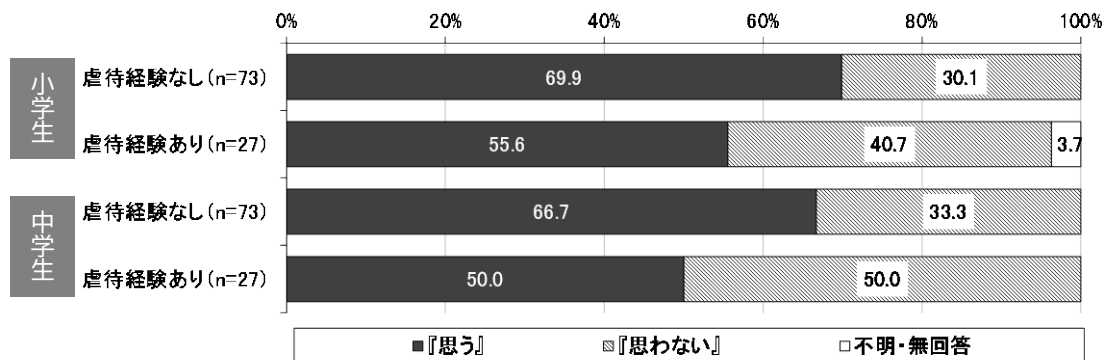


小学生、中学生本人の虐待にあたる経験の有無について、「1度だけある」～「ほぼ毎日ある」までを合わせると、4分の1程度となっています。虐待経験の有無別に、自分のことが『好き』かをみると、虐待経験があると回答した人の方が、『好き』の割合が低くなっています。

親からたたかれたり、長い時間たたされたりした経験があるか <<小学生調査、中学生調査>>



■自分のことが『好き』か×虐待経験の有無

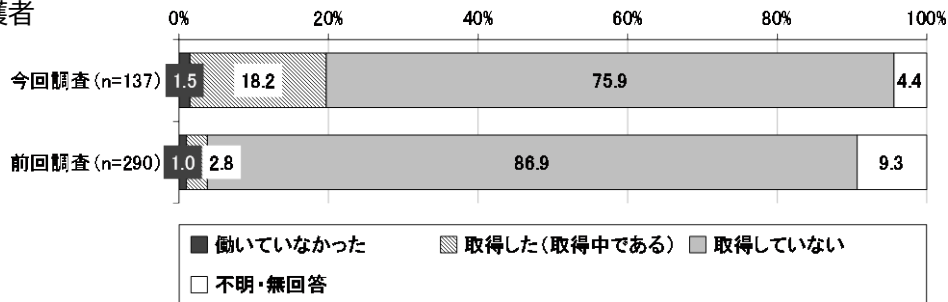


(4)家庭における子育て・教育のあり方

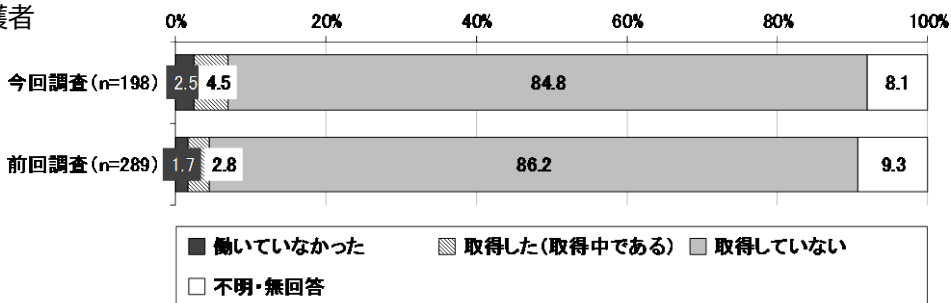
父親の育児休業取得割合が上昇しているとともに、母親の「働いていなかった」割合が低下しており、共働きが増えたことにより、父親の取得が増加していることがうかがえます。

父親の育児休業取得状況 ≪就学前保護者調査、小学生保護者調査≫

■就学前保護者

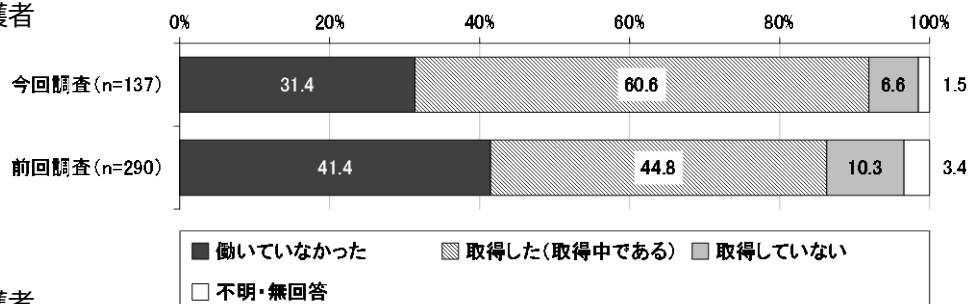


■小学生保護者

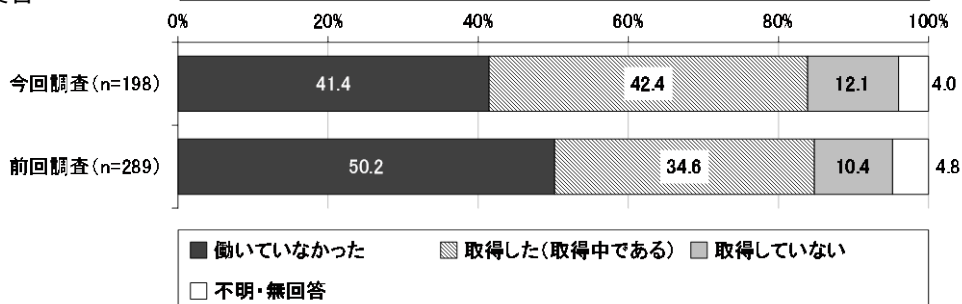


母親の育児休業取得状況 ≪就学前保護者調査、小学生保護者調査≫

■就学前保護者



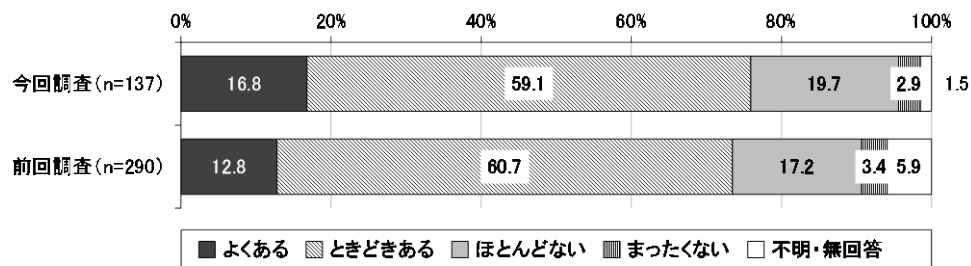
■小学生保護者



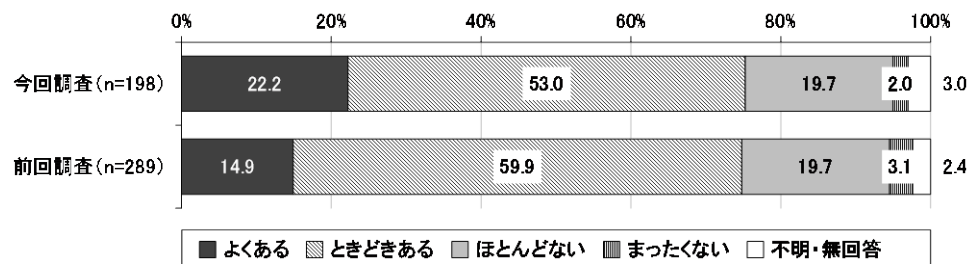
子育てに不安や負担を感じている割合が上昇しており、子育てに関して日頃悩んでいることや困っていることとして「子育て以外に時間がとれないこと」「子育てによる心身の疲れが大きいこと」の割合が上昇しています。子育ての主な担い手として、「母親」と回答した人の方が「父母ともに」と回答した人よりも負担感が大きくなっています。

子育てに不安や負担を感じることはあるか <<就学前保護者調査、小学生保護者調査>>

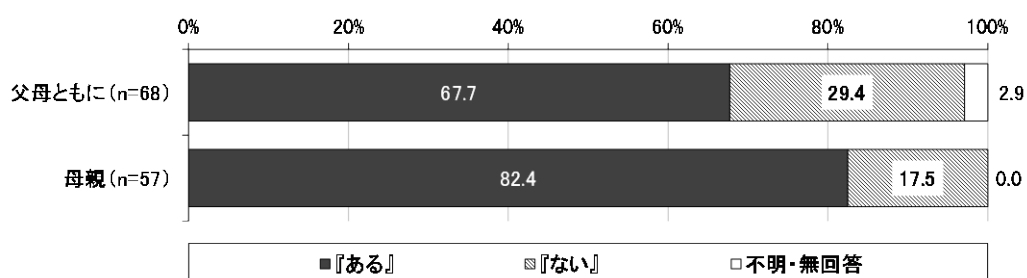
■就学前保護者



■小学生保護者



■子育ての負担感×子育ての主な担い手

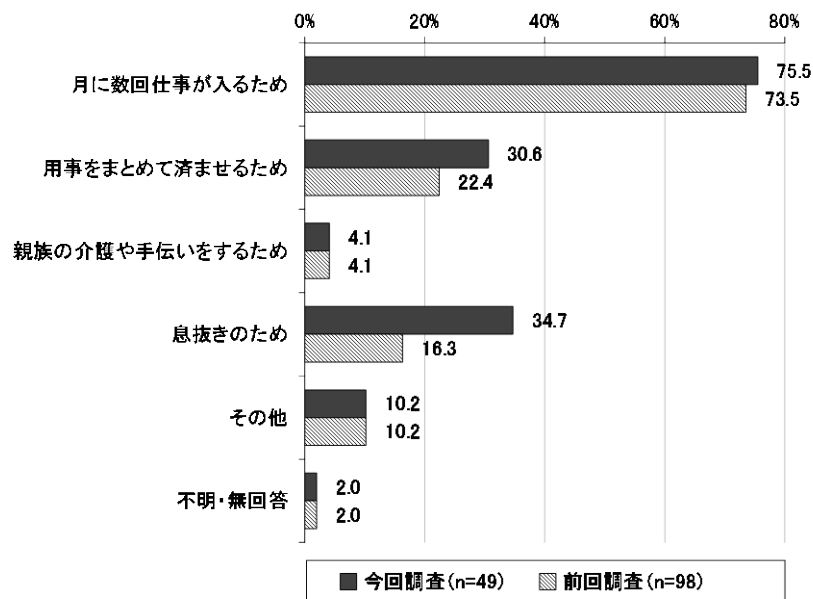


土曜・休日や、長期休暇期間のこども園・保育所の利用希望について、たまに利用したい理由として、「息抜きのため」の割合が上昇しており、世帯の形態別でみると、ひとり親世帯で割合が高くなっています。

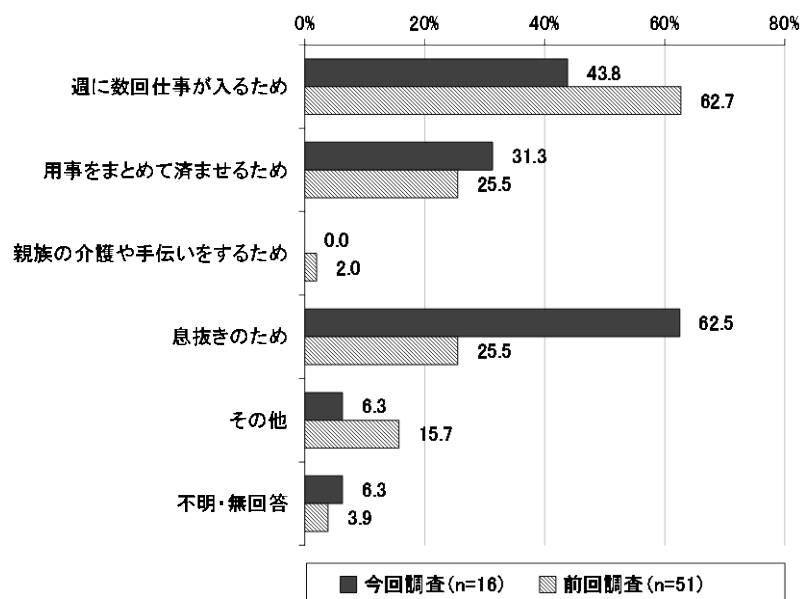
(土曜日もしくは日曜日・祝日のこども園・保育所の利用希望で「月に1～2回は利用したい」と回答した方)
(竜王こども園を利用されている方:夏休み・冬休み休暇期間中の長期の預かり保育の利用希望で「休みの期間中、週に数日利用したい」と回答した方)

毎週ではなく、たまに利用したい理由 <<就学前保護者調査>>

■こども園・保育所を土曜・休日にたまに利用したい理由



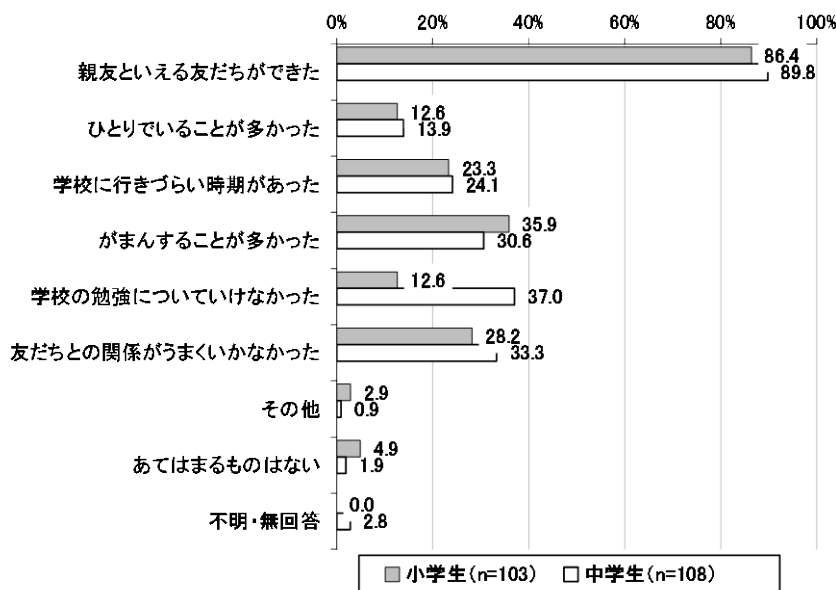
■夏休み・冬休み休暇期間中の預かり保育をたまに利用したい理由



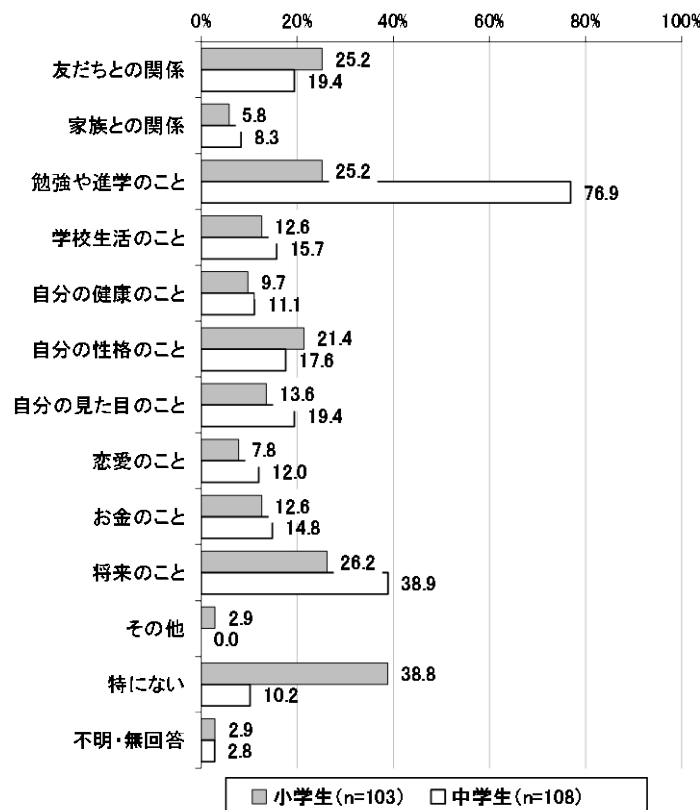
(5)こどもの夢を育てる支援

学校で経験したことがあることについて、小学生では「親友といえる友だちができた」が9割弱となっている一方で、「がまんすることが多かった」「友だちとの関係がうまくいかなかった」「学校に行きづらい時期があった」の割合も高くなっています。中学生では、「学校の勉強についていけなかった」の割合も4割弱となっているとともに、悩みや不安を感じていることでは、「勉強や進学のこと」の割合が最も高くなっています。

学校で経験したことがあること 《小学生調査、中学生調査》

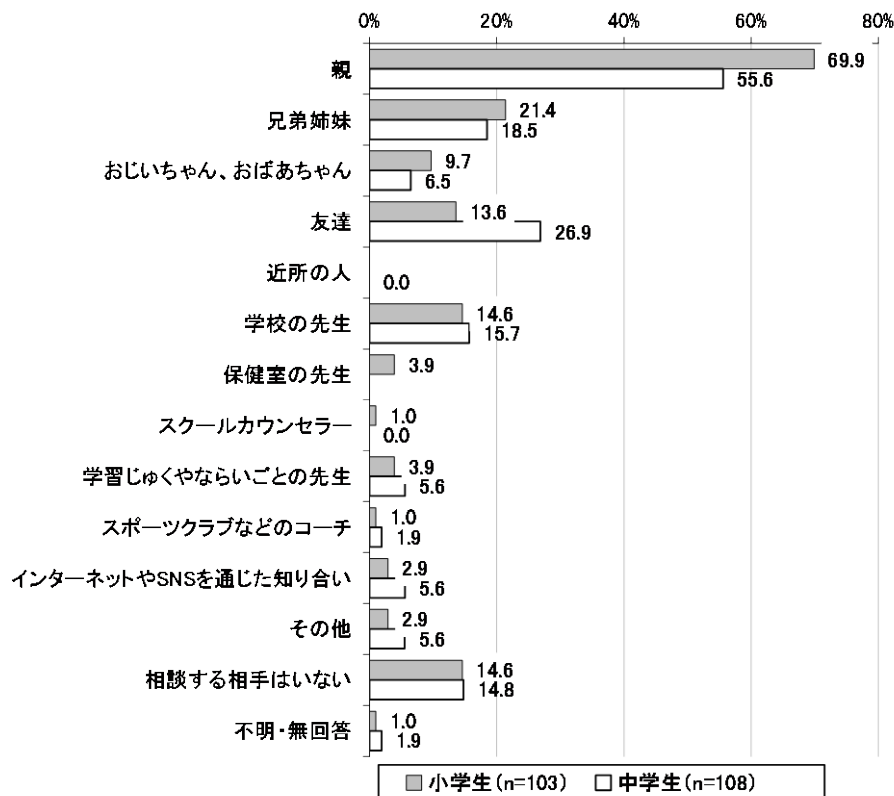


現在、悩んでいることや不安を感じていること 《小学生調査、中学生調査》



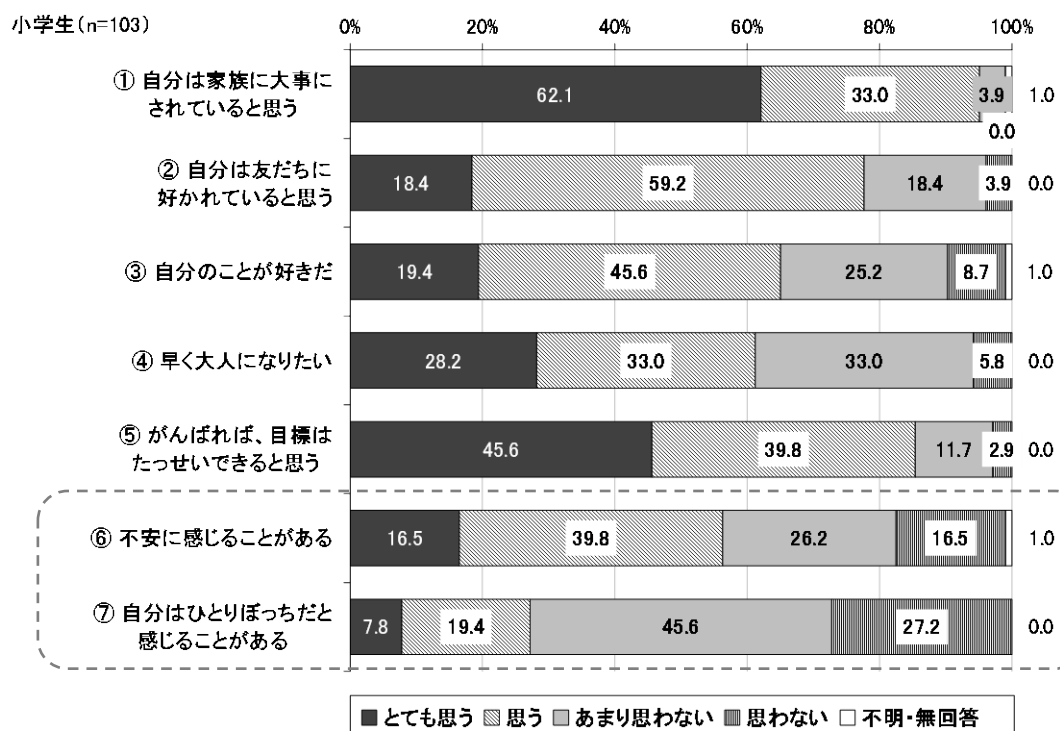
「相談する相手はいない」人は小学生・中学生ともに、1割以上みられます。また、不安や孤独を感じている人も一定の割合で見られます。

悩みや不安を感じたときの相談相手 《小学生調査、中学生調査》

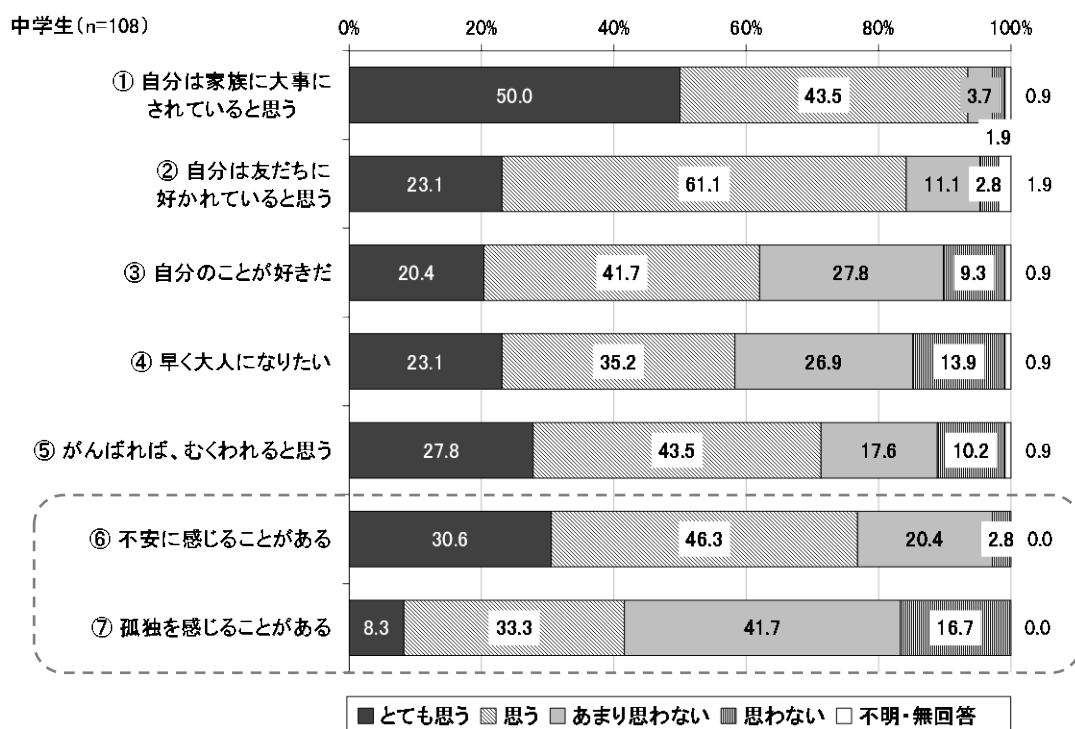


回答者の考えに近いもの 《小学生調査、中学生調査》

■小学生児童

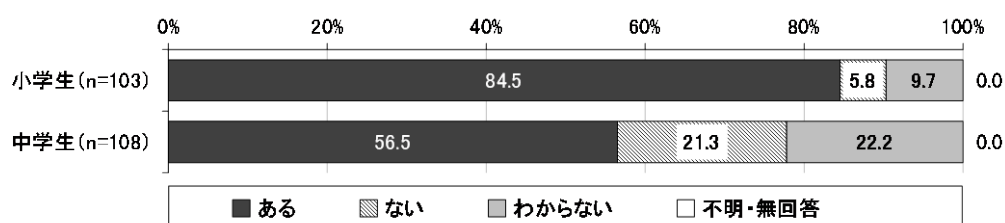


■中学生生徒

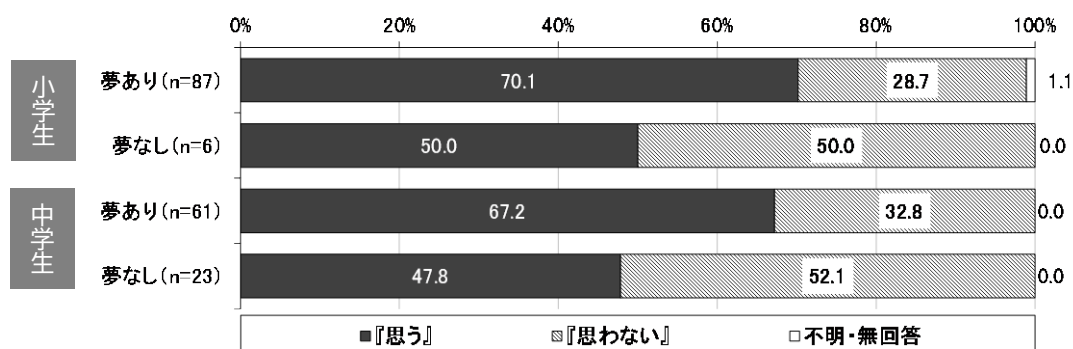


将来の夢、目標について小学生の8割以上が「ある」と回答している一方で、中学生では6割弱にとどまっています。また、夢がある人の方が自分のことを好きと思う割合が高くなっています。

将来の夢や目標があるか <<小学生調査、中学生調査>>



■自分のことが『好き』か×将来の夢、目標の有無



4. 目標事業量の達成状況

(1)教育・保育事業

■教育事業：1号認定(幼稚園・認定こども園)

実利用人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	134人	120人	106人	45人	40人
実績値	130人	117人	54人	39人	26人
対計画値比	97.0%	97.5%	50.9%	86.7%	65.0%

■保育事業：2号認定(認定こども園3～5歳)

実利用人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値				46人	40人
実績値			53人	56人	48人
対計画値比	-	-	-	121.7%	120.0%

■保育事業：2号認定(保育所3～5歳)

実利用人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	142人	137人	132人	124人	124人
実績値	139人	135人	133人	128人	141人
対計画値比	97.9%	98.5%	100.8%	103.2%	113.7%

■保育事業3号認定(保育所1・2歳児)

実利用人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	72人	66人	62人	61人	59人
実績値	72人	73人	77人	100人	81人
対計画値比	100.0%	110.6%	124.2%	163.9%	137.2%

■保育事業：3号認定(保育所0歳)

実利用人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	15人	17人	18人	18人	19人
実績値	16人	12人	13人	12人	15人
対計画値比	106.7%	70.6%	72.2%	66.7%	78.9%

(2)地域子ども・子育て支援事業

■放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

実利用人数		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	1～3年生	131 人	136 人	145 人	154 人	162 人
	4～6年生	66 人	72 人	78 人	83 人	88 人
	合計	197 人	208 人	223 人	237 人	250 人
実績値	1～3年生	115 人	113 人	110 人	106 人	141人
	4～6年生	56 人	82 人	88 人	95 人	89人
	合計	171 人	195 人	198 人	201 人	230人
待機児童数		0 人	0 人	0 人	0 人	0人

※計画値を大きく下回っていますが、児童数が減少しているためであり、希望者は入所できる状況となっています。

■延長保育事業

延べ利用人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	2,044 人	1,953 人	1,900 人	1,785 人	1,715 人
実績値	1,122 人	872 人	1,569 人	1,827 人	1,920 人
対計画値比	54.9%	44.6%	82.6%	102.4%	111.9%

■子育て短期支援事業(ショートステイ)

延べ利用人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	7 人	6 人	6 人	5 人	5 人
実績値	0 人	0 人	0 人	1 人	12人
対計画値比	0.0%	0.0%	0.0%	20.0%	240.0%

■地域子育て支援拠点事業

延べ利用人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	3,495 人	3,335 人	3,255 人	3,192 人	3,112 人
実績値	2,108 人	3,237 人	3,356 人	3,630 人	2,618人
対計画値比	60.3%	97.1%	103.1%	113.7%	84.1%

■幼稚園・こども園の預かり保育

延べ利用人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	550 人	526 人	510 人	463 人	439 人
実績値	729 人	955 人	117 人	89 人	1,294 人
対計画値比	132.5%	181.6%	22.9%	19.2%	294.8%

※令和2～5年度については、延べ利用人数の捉え方に相違があり、増減を繰り返す推移となっていました
が、本計画策定にあたり、経年的に把握できる数値に統一しました。

■病児・病後児保育事業

延べ利用人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	54 人	52 人	48 人	47 人	45 人
実績値	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
対計画値比	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

■ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

延べ利用人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
実績値	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
対計画値比	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

■妊婦健診

出生児数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	68 人	67 人	65 人	64 人	63 人
実績値	130 人	112 人	78 人	82 人	77 人
対計画値比	191.2%	167.2%	120.0%	128.1%	122.2%

■新生児・乳児訪問事業

延べ利用人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	68 人	67 人	65 人	64 人	63 人
実績値	62 人	86 人	53 人	51 人	54 人
対計画値比	91.2%	128.4%	81.5%	79.7%	85.7%

■養育支援訪問事業

件数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	7 件	7 件	7 件	7 件	7 件
実績値	2 件	2 件	2 件	2 件	2 件
対計画値比	28.5%	28.5%	28.5%	28.5%	28.5%

■利用者支援事業

か所	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
実績値	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
対計画値比	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%	50.0%

※病児・病後児保育事業(及びファミリー・サポート・センター事業)は、住民ニーズを鑑み計画期間中の実施を目指しましたが、コロナ禍での影響もあり体制の確保が進まず、実施に至りませんでした。

5. 現行計画の取組状況

基本目標1 子育て家庭を支える教育・保育事業の提供体制づくり

竜王町では少子化が進んでいるものの、保育・教育施設へのニーズは高まっており、令和2年度から放課後児童クラブのクラス数を5クラスに増やすとともに、令和4年度からは2つの幼稚園を統合して幼稚園型認定こども園を開所し、2号認定の受け入れを拡大しています。支援人員の確保が必要なほか、施設の老朽化に伴う新たな施設整備について課題があります。また、3号認定のニーズも高まっているため、幼保連携型認定こども園への移行の検討が必要です。

地域で子育て家庭を支援する環境も整ってきており、子育て中の親子の交流や育児相談を地域の身近な場所で実施しています。

一方で、多様な保育ニーズへの対応について、病児・病後児保育事業やファミリー・サポート・センター事業は、ニーズがあるものの体制が整備できず実施に至らなかったため、実施に向けた検討・協議を進めることが求められます。

基本目標2 子どもを産み、育てやすい環境づくり

妊娠から出産、育児へと切れ目のない支援を行い、こどもの健やかな成長と保護者の子育てに係る不安や負担を軽減するため、保健師との面談により妊娠中の正しい生活、出産・子育てに関する情報を提供、相談支援を行いました。母子健康手帳と別冊の妊婦健康診査受診券を同時に交付し、検診や検査に係る費用の一部を助成しています。また、父子手帳を交付し、父親の育児参画を啓発しています。

出産後も助産師や保健師による家庭訪問を通じ、母親の心身のケアや育児サポートによる支援を行っています。

子育てに係る医療機関や医療制度の強化に関しては、検査費用の一部助成や医療費の一部を公費で負担しています。こどもの夜間や診療時間以外での診療の充実が必要です。

基本目標3 様々な状況の子育て家庭に対するきめ細かな支援体制づくり

発達に課題がある子どもに対しては、関係機関が連携して、早期発見早期支援に努め、療育事業やふれあい相談発達支援事業を実施しています。ケースによっては、障害福祉分野の支援やサービスにつなげています。

ひとり親家庭に対する医療費助成や、生活困窮世帯には生活保護制度の利用にとどめることなく、フードドライブや子ども食堂の利用につなげています。

児童虐待防止対策では、リーフレットやマニュアルによる啓発や民生委員児童委員と連携して地域からの情報把握を行い、虐待の発生予防や早期発見に努めています。

子育てに伴う経済的負担の軽減では、児童手当や就学援助費の給付のほか、30歳未満が対象の通学定期利用の助成を行っています。通学定期の助成は、若い世代が対象となるため、手続きの簡素化(デジタル化)が求められています。

基本目標4 家庭と仕事を両立させる環境づくり

多様なニーズに応えるために保育士の確保や資質向上に取り組みつつ、必要な家庭には延長保育を実施しており、令和6年度からは就園前の乳幼児を対象に、一時預かり事業(一般型)を実施しています。

また、仕事と子育てを両立できるよう、産休・育休やワーク・ライフ・バランスに関する広報・啓発を行っています。令和5年に実施した「男女共同参画社会づくりアンケート」によると、女性は男性に比べて家庭を優先している傾向があり、希望と現実のギャップがみられます。固定的な性別役割分担にとらわれず、自らが希望するワーク・ライフ・バランスが実現できるよう、広報・啓発活動における意識づくりや企業、社会の環境づくりを進める必要があります。

基本目標5 子どもの健全な成長を支える環境づくり

こどもがのびのびと学べる環境を支援するため、地域とこども園、学校の連携を進めています。コミュニティ・スクールの取組や地域教材の発掘・活用の推進のほか、地域住民との協働による行事や学習を行っています。また、GIGA スクール構想に基づく端末学習やALTを活用した楽しく学ぶ外国語活動により社会の変化に対応できる人材を育成するカリキュラムを設定しています。

親子で遊べる施設や環境の整備、イベントの充実にも取り組んでおり、こどもたちの主体性や創造性の育みを支援しています。

基本目標6 地域ぐるみの子育て支援体制づくり

子育てに関する情報提供については、ホームページを通じてタイムリーかつきめ細やかに発信しています。

地域における子育てネットワークの推進については、子育て世代包括支援センターや地域子育て拠点事業(こどもひろば)において、妊産婦や子育て世代からの相談を受け付けており、アドバイスを行うとともに、未就園児の交流の場や子育て講座を実施しています。また、地域の福祉委員会やボランティアを中心に、就学前の親子の交流の場を提供しており、地域全体で子育て世帯を支援する体制を整えています。

学校ではコミュニティ・スクールを推進し、地域の人々との交流の機会や郷土愛を育む活動を学習の一環として行っており、今後は、ふるさと学習をより充実させていくためにも、地域の方とのさらなる連携が求められています。

6. 主な課題

課題1 子育て支援の充実

こどものけがや病気でこども園や保育所を休んだ際の対応について、「母親が休んで対応」が8割弱となっています。「父親が休んで対応」は4割未満となっていますが、前回調査と比べると割合が大幅に上昇しています。

また、病児・病後児保育の利用意向は前回調査よりも大幅に上昇しており、ひとり親世帯で最も高く、三世帯(祖父母・親・子の世帯)では低くなっています。

利用しているこども園や保育所の満足度について、「施設・設備(園庭等の有無・充実具合、広さ等)」「施設運営等への親の参画度」「安全への配慮(事故を未然に防ぐ仕組みや職員の意識等)」で、他の項目と比較して満足度が低くなっています。

充実に図ってほしい施策として、就学前保護者、小学生保護者では「安心して楽しめる場所」「こども園・保育所に係る出費軽減」「一時預かり」「医療機関」の割合が高くなっています。

家庭の状況によって異なる支援ニーズへの対応が必要

課題2 時代の変化への対応

コロナ禍による暮らしへの影響について、「悪くなった」と感じている割合は、就学前保護者、小学生保護者では4割弱、中高生保護者では3割弱となっている一方、400万円未満の世帯でみると、中高生保護者の負担感が大きくなっており、就学前保護者・小学生保護者に比べ、教育費に負担を感じている割合が高くなっています。

子育てに関する情報の入手先について、「インターネット」の割合が上昇しているとともに、こどもの遊びでは「スマートフォンやタブレットでのゲームや動画の視聴」の割合が高くなっています。また、小学生・中学生ともに「インターネットは使わない」人はほとんどおらず、子育てや遊び、学習において、こどもにとっての安全性を確保しながら有効な活用について検討していく必要があります。

子育て、教育に係る経済的な負担の軽減や、ICTの有効活用が必要

課題3 支援を必要とするこども・若者、多様化する子育て家庭への対応

日常的に祖父母や親族にこどもをみてもらえる割合が上昇している一方で、気軽に相談できる相手が「ない」の割合が若干上昇しています。また、ひとり親世帯では、「日常的に祖父母や親族にみてもらえる」割合が低くなっています。

周りにヤングケアラーがいるかどうかについて、就学前保護者、小学生保護者、中高生保護者いずれも、数%程度が「いる」と回答しています。また、中学生本人でも、負担に感じている人がみられ、地域において支援を必要とするこどもが一定数いることがうかがえます。

小学生、中学生本人の虐待にあたる経験の有無について、「1度だけある」～「ほぼ毎日ある」までを合わせると、4分の1程度となっています。虐待経験の有無別に、自分のことが『好き』かをみると、虐待経験があると回答した人の方が、『好き』の割合が低くなっています。

外国籍児童や支援を必要とする若者の現状やニーズが十分に把握できておらず、適切な支援につなげるためにも把握に努めることが必要です。

地域ぐるみによる子育て支援の充実と、
ヤングケアラーや虐待が疑われるケース、
支援を必要とする若者の実態把握と適切な支援へのつながりが必要

課題4 家庭における子育て・教育のあり方

父親の育児休業取得割合が上昇しているとともに、母親の「働いていなかった」割合が低下していることから、共働きが増えたことにより、父親の取得が増加していることがうかがえます。

子育てに不安や負担を感じている割合が上昇しており、その理由として「子育て以外に時間がとれないこと」「子育てによる心身の疲れが大きいこと」の割合が上昇しています。子育ての主な担い手として、「母親」と回答した人の方が「父母ともに」と回答した人よりも負担感が大きくなっています。

土曜・休日や、長期休暇期間のこども園・保育所の利用希望について、たまに利用したい理由として、「息抜きのため」の割合が上昇しており、世帯の形態別でみると、ひとり親世帯で割合が高くなっています。

遊びや家事でこどもと一緒に過ごす時間を持つようにしている割合は、小学生保護者、中高生保護者ともに3割程度にとどまっています。

父親の子育て参加のさらなる促進、余裕のある子育てのための支援の充実が必要

課題5 こどもの夢を育てる支援

学校で経験したことがあることについて、小学生では「親友といえる友だちができた」が9割弱となっている一方で、「がまんすることが多かった」「友だちとの関係がうまくいかなかった」「学校に行きづらい時期があった」の割合も高くなっています。

中学生では、「学校の勉強についていけなかった」の割合も4割弱となっているとともに、悩みや不安を感じていることでは、「勉強や進学のこと」の割合が最も高くなっています。

「相談する相手がいない」人は小学生・中学生ともに、1割以上みられます。また、不安や孤独を感じている人も一定の割合でみられます。

将来の夢、目標について小学生の8割以上が「ある」と回答している一方で、中学生では6割弱にとどまっています。また、夢がある人の方が自分のことを好きと思う割合が高くなっています。

中学生では「親は学校の成績が大切だと思っている」の割合が8割弱となっており、将来に対して不安なこととして「進路・進学のこと」が最も高くなっています。

自己肯定感の醸成や夢や目標を持つことを後押しすることが必要

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

竜王が好き！

～こども・若者を育み合う 心地良いまち 竜王～

国のこども大綱では、「こどもまんなか社会」について「すべてのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会」と定義しています。

本町では、第2期竜王町子ども・子育て支援事業計画において、「子育てをみんなで支えあい、子どもがのびのびと健やかに育つまち」を基本理念として、施策を展開してきました。

こうした考え方を継承しながら、ふるさとを愛する心や自己肯定感を高め、こども・若者のウェルビーイングをみんなで実現していくことをめざし、「竜王が好き！～こども・若者を育み合う 心地良いまち 竜王～」を本計画の基本理念として設定します。

2. 基本目標

基本目標1 子育てをみんなで支える地域づくり

コロナ禍の影響や、個人の価値観の変化により、こどもや子育て家庭の交流・交友機会が減少し、子育て世帯の孤独・孤立が課題となっています。

こども・子育てをみんなで支える地域づくりのため、子育て世帯のニーズに応える教育・保育の充実や、支援を必要とする家庭への支援、また地域と連携した見守り・相談支援の充実や、交流機会の充実に取り組みます。

子育て家庭が希望するワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、事業者とも連携した働きやすい環境の整備や、子育て家庭に対する職場や地域における理解促進に取り組みます。

基本目標2 こども・若者の夢を応援する地域づくり

変化が激しく、予測困難な社会を「生き抜く力」を持ったこども・若者の育成に向けて、学校や各種団体と連携し、こどもの多様な体験機会の確保・充実を図ります。

また、様々な生きづらさや困難を抱えるこどもや家庭が地域から孤立することがないよう、一人ひとりのニーズに応じた支援を推進するとともに、学校と連携した相談支援や、地域のボランティアと連携した多様な居場所づくりに取り組みます。

「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こども・若者が意見表明をする機会の充実や、こどもが相談しやすい相談窓口の充実を図ります。

基本目標3 貧困の状況にあるこども・若者への支援

こども・若者の貧困は、地域や社会全体で解決すべき課題であるという認識のもと、関係機関と連携し、保護者の就労支援、生活支援、経済的支援に取り組みます。

また、貧困が世代を超えて連鎖することなく、こども・若者が将来に希望を持って生活することができるよう、生活困窮家庭のこどもに対して、学校協働本部やボランティアと連携し、学習支援に取り組み、多様な学習機会の提供に努めます。

基本目標4 親子の健康づくりの支援

妊娠期から健(検)診や保健指導による健康づくりを推進するとともに、こどもの誕生後にも乳幼児健診を通じた健康づくりや、保護者の相談支援に取り組み、専門的・重点的支援が必要な場合、速やかに支援につなげ、養育環境の安定を図ります。

また、学校や地域と連携し、見守りや健全育成を推進するとともに、こども・若者が自らの健康や性について学び、身体を大切にできるよう、プレコンセプションケアの視点を取り入れた保健教育を推進します。

3. 施策体系

《基本理念》

竜王が好き！〜こども・若者を育み合う心地良いまち 竜王〜

《基本目標》

《取組の方向》

基本目標1
子育てをみんなで
支える地域づくり

子ども・子育て
支援事業計画
(次世代育成支援
行動計画含む)

- 1 子育て家庭を支える教育・保育事業の提供体制づくり
- 2 様々な状況の子育て家庭に対するきめ細かな支援体制づくり
- 3 子育てと仕事を両立させる環境づくり
- 4 こどもの可能性を育む学びの環境づくり
- 5 地域を挙げての子育て支援体制づくり

基本目標2
こども・若者の
夢を応援する
地域づくり

子ども・若者支援計画

- 1 すべてのこどもや若者の健全育成
- 2 困難を有する若者やその家族の支援
- 3 若者のライフプラン形成の支援

基本目標3
貧困の状況にある
こども・若者への支援

子どもの貧困対策計画

- 1 こどもと保護者の相談
- 2 保護者の就労支援、経済的な支援

基本目標4
親子の健康づくり
の支援

成育医療等に関する計画

- 1 親子の健康づくりの推進
- 2 親子の健康づくりを支える体制の連携強化

第4章 施策の展開

基本目標1 子育てをみんなで支える地域づくり

取組の方向1 子育て家庭を支える教育・保育事業の提供体制づくり

《めざすまちの姿》

子育て支援の充実により、すべての子育て家庭が安心して暮らすことができます。

《解決すべき課題》

- 少子高齢化が進む一方、共働き家庭の増加や働き方の多様化により保育ニーズも多岐にわたっている中、竜王町では施設の老朽化への対応やコンパクトシティ化構想の一環として予定されている新竜王こども園の開所に向けた方向性の検討が必要です。
- こども誰でも通園制度をはじめとする新たな事業について実情に即した提供体制の検討が必要です。

《主な取組》

情報提供の充実 《健康推進課》	●安心して出産・子育てに臨むことができるよう、妊婦等包括相談支援事業を通じて、妊娠期から必要な情報の提供や相談支援を行います。 ●赤ちゃん手帳について、わかりやすく、使いやすいものとするため、定期的に見直すことで内容の充実に努めます。 ●「竜王町子育て支援サイト【りゅうおうすくすくタウン】」を通じ、こどもの成長に合わせて役に立つ子育て支援情報を提供することにより育児不安の軽減を図ります。 【主な取組】 ・子育て支援情報発信 ・子育て支援ネットワークの推進 ・妊婦等包括相談支援事業
保育サービスの充実 《教育総務課》 《健康推進課》	●多岐にわたる保育ニーズに対応できるよう、こどもと保護者の両方が心身ともに健やかに過ごすことができる支援環境を整えとともに、病児・病後児保育等の実施に向けた検討・協議を進めます。 ●保育士の専門性の向上と、質の高い保育人材を安定的に確保するため、潜在保育士のこども園や保育園における活用を支援します。 ●こどもを第一に考えた適切なサービスを提供するため、教育・保育の質に配慮した環境を整備します。 【主な取組】 ・通常保育（保育園・認定こども園） ・延長保育事業 ・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） ・一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ） ・一時預かり事業（一般型） ・こども誰でも通園制度

取組の方向2 様々な状況の子育て家庭に対するきめ細かな支援体制づくり

《めざすまちの姿》

支援が必要な家庭に寄り添った取組により、生活の自立・安定が図られています。

《解決すべき課題》

- ひとり親への支援について、取組や相談対応が状況に応じたものになっているか振り返りながら包括的に支援することが求められます。
- 発達に課題を持つこどもへの支援にあたり、一人ひとりに適したサポートができるよう、関係機関との連携を図るとともに、保護者の理解の促進や園と学校の連携のあり方についてもさらなる検討が必要です。
- 児童虐待はどの家庭でも起こりうるものであり、社会全体で取り組むべき重要な課題であることから、関係機関と連携した発生の予防、早期対応が必要です。

《主な取組》

ひとり親家庭・障がい児に対するきめ細かな支援 《健康推進課》 《住民課》 《自立支援課》 《各種団体》	●ひとり親家庭に対し、家庭の状況にあったサービスや各種情報を提供しながら、子育て、生活支援、就労支援、経済的支援を総合的に推進します。 ●障がいにより支援が必要なこどもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、障害者総合支援法に基づくサービスの提供や社会参加を支援します。 ●竜王町福祉ステーションを改修し、児童発達関連施設の整備を行います。 【主な取組】 ・児童扶養手当 ・福祉年金（ひとり親・障害） ・福祉医療費助成（ひとり親・障害） ・自立支援医療（育成医療） ・特別児童扶養手当 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・親子教室（どれみ） ・ことばの教室 ・児童発達支援事業 ・保育所等訪問支援事業 ・個別相談 ・OT評価事業 ・放課後等デイサービス
児童虐待防止対策の推進 《健康推進課》	●保健・福祉・医療・教育・警察のような関係機関の連携のもと、こどもの虐待の発生予防とともに、ヤングケアラーなどを含む支援を必要とするこどもの早期発見、早期対応に努めます。 ●児童相談所の権限や専門性を要する際、遅滞なく介入を求められるよう、関係機関との連携の強化を図ります。 ●乳幼児健診や子ども家庭センターにおける相談支援、妊婦等包括相談支援事業の面談等を通じ、虐待予防の観点から特に重点的な支援が必要な家庭を早期に発見・把握し、必要な支援につなげます。 【主な取組】 ・子どもを守るネットワーク事業 ・要保護児童対策地域協議会 ・子育て短期支援事業 ・養育支援訪問事業 ・児童虐待防止啓発事業 ・妊婦等包括相談支援事業

子育てに伴う経済的負担の軽減 ≪健康推進課≫ ≪教育総務課≫ ≪住民課≫ ≪自立支援課≫ ≪商工観光課≫ ≪未来創造課≫	●受益者負担との整合性を図りながら、手当の支給、医療費の助成、保育料の軽減により子育てに伴う経済的負担の軽減に努めます。
	【主な取組】 ・出産・子育て応援給付金事業 ・就学援助費給付事業 ・福祉医療費助成（高校生まで） ・軽自動車購入助成事業（子育て世帯支援型） ・子育て応援路線バス通学定期利用助成 ・児童手当 ・給食費の無償化（小中学校） ・小児慢性特定疾病医療費助成制度 ・就学前児童誕生日祝金事業

取組の方向3 子育てと仕事を両立させる環境づくり

≪めざすまちの姿≫

地域や職場で家庭と仕事を両立するための意識や環境が整い、一人ひとりが希望する生活が実現できています。

≪解決すべき課題≫

- 自らが希望するワーク・ライフ・バランスを実現できるよう広報・啓発活動を進めるとともに、事業所でも社員等へのイクボスやワーク・ライフ・バランスの取組の必要性、働き方の見直しについて働きかけることが必要です。

≪主な取組≫

子育てと仕事が両立できる就労環境の充実 ≪商工観光課≫ ≪未来創造課≫	●子育てと仕事の両立ができるよう、産休・育休の制度に関する情報発信を行うとともに、ワーク・ライフ・バランスについての広報・啓発に取り組みます。 ●事業者に対する就労環境の向上に向けた啓発活動に取り組み、より良い就労環境の実現をめざします。
	【主な取組】 ・産休・育休啓発事業 ・ワーク・ライフ・バランスの実現のための広報・啓発 ・イクボスに関する取組の推進
職場・地域における子育て応援の意識づくり ≪健康推進課≫ ≪商工観光課≫	●こどもや子育て世代にやさしい社会づくりを推進する取組が広がるように、広報・啓発に取り組みます。
	【主な取組】 ・すまいるあくしょんプロジェクトの広報・啓発 ・こどもまんなかプロジェクトの広報・啓発

取組の方向4 こどもの可能性を育む学びの環境づくり

《めざすまちの姿》

教育環境が充実し、こども一人ひとりの可能性を最大限にひきだすことができます。

《解決すべき課題》

- 学童保育の利用や平日・休日の習い事により、こどもが家庭で過ごす時間が少なくなっている状況をふまえ、学力向上をはじめとするこどもの育ちについて、家庭との連携が必要です。

《主な取組》

学校園教育の充実 《学校教育課》 《教育総務課》	●学校やこども園は専門的な教育機能が整備された機関として、教育のさらなる充実をめざします。 ●こども一人ひとりの学習状況の把握を行い、確かな学力の育成に向けた学習環境づくりと、教師の資質向上に努めます。 ●英語力の育成をめざし、こども園・小学校・中学校の系統的な英語学習を推進します。
	【主な取組】 ・徹底反復学習 ・英語検定料金補助 ・ICT機器の活用 ・教育研究奨励事業 ・優秀教職員表彰 ・自主公開アピール事業（こども園・小中学校） ・えいごであそぼう（こども園） ・イングリッシュキャンプ ・英語スピーチ大会 ・幼小中系統的英語教育推進事業
子育て・親育ちへの啓発、支援 《生涯学習課》 《学校教育課》 《総務課》 《各種団体》	●親子の愛着関係や、家庭での基本的生活習慣の形成の重要性について啓発を行います。 ●子育て家庭をより幅広く支えるため、祖父母や地域によるこどもや子育て家庭への支援の取組について推進します。
	【主な取組】 ・家庭教育支援事業（ペアレントトレーニング・家庭教育支援研修会） ・未来へつなぐまちづくり交付金（子育て支援活動） ・シルバー・きっず・るーむ きらきら

取組の方向5 地域を挙げての子育て支援体制づくり

《めざすまちの姿》

地域全体で子育て家庭を支援することで、誰もが安心して子育てができています。

《解決すべき課題》

- 子育てに係る相談にあたり、妊娠、出産、子育て（新生児期・乳児期・幼児期・学童期）の各段階での個別の課題に対応するとともに、適切な情報提供を行うことが必要です。
- 学校園運営への地域によるサポートが充実してきており、一層の連携を図るとともに、それぞれの学校園のニーズをふまえた支援活動の継続が必要です。

《主な取組》

子育てに関する相談窓口・情報提供の充実 《健康推進課》 《学校教育課》 《未来創造課》 《自立支援課》 《各種団体》	●安心して出産・子育てに臨むことができるよう、妊婦等包括相談支援事業を通じて、妊娠期から必要な情報の提供や相談支援を行います。 ●心にゆとりを持ってこどもの心身の発達を見守り、基本的な生活習慣を身につけさせていくことができるよう、保護者への相談・支援体制の充実を図るとともに、情報提供に努めます。 ●児童・生徒自身が抱える悩みや不安について相談できる体制について整えます。 【主な取組】 <table border="0"> <tr> <td>・妊娠の届出、母子健康手帳の交付</td><td>・妊婦訪問</td></tr> <tr> <td>・新生児、乳幼児訪問事業</td><td>・妊婦等包括相談支援事業</td></tr> <tr> <td>・おむつ訪問</td><td>・子育て相談（保健師地区活動）</td></tr> <tr> <td>・栄養相談</td><td>・発達相談</td></tr> <tr> <td>・就学前児童誕生日祝金事業</td><td>・教育相談</td></tr> <tr> <td>・ホームページを通じた情報発信の充実</td><td>・ふれあい相談発達支援事業</td></tr> <tr> <td>・産前産後のよりみち</td><td>・こんにちは！赤ちゃん訪問</td></tr> </table>	・妊娠の届出、母子健康手帳の交付	・妊婦訪問	・新生児、乳幼児訪問事業	・妊婦等包括相談支援事業	・おむつ訪問	・子育て相談（保健師地区活動）	・栄養相談	・発達相談	・就学前児童誕生日祝金事業	・教育相談	・ホームページを通じた情報発信の充実	・ふれあい相談発達支援事業	・産前産後のよりみち	・こんにちは！赤ちゃん訪問
・妊娠の届出、母子健康手帳の交付	・妊婦訪問														
・新生児、乳幼児訪問事業	・妊婦等包括相談支援事業														
・おむつ訪問	・子育て相談（保健師地区活動）														
・栄養相談	・発達相談														
・就学前児童誕生日祝金事業	・教育相談														
・ホームページを通じた情報発信の充実	・ふれあい相談発達支援事業														
・産前産後のよりみち	・こんにちは！赤ちゃん訪問														
地域での子育てネットワークの推進 《健康推進課》 《生涯学習課》 《学校教育課》 《総務課》 《企業》	●地域の連帯感や教育力の向上を図り、子育てや教育に関わる活動の促進や、親子が交流できる拠点を増やすことにより地域の状況に応じた子育てネットワーク化を推進します。 ●地域子育て拠点事業（こどもひろば）において、こどもの年齢別に交流やイベントの機会を設けることで、悩みの相談や交流を行いやすい環境づくりに取り組みます。 【主な取組】 ・子育て世代包括支援センター（利用者支援事業） ・地域子育て拠点事業（こどもひろば） ・未来へつなぐまちづくり交付金（子育て支援活動） ・地域学校協働活動 ・コミュニティ・スクール（学校運営協議会） ・こども園で遊ぼう（こども園開放）														

■企業や民間の主な取組

ダイハツ竜の子ファミリー車提供制度

「竜王で暮らし続けたい」「竜王でこどもを産み育てたい」…そんな希望をかなえるため、竜王町では、ダイハツ工業株式会社及び滋賀ダイハツ販売株式会社の協力をいただき、子育てを支援する『ダイハツ竜の子ファミリー車提供制度』を実施しています。

第3子以上を出産された家庭や第2子を出産された家庭のうち、居住歴など一定の条件を満たす家庭に対し、ダイハツの車を3年間無償で貸与する事業です。



(滋賀県推奨)すまいる・あくしょん

「すまいる・あくしょん」とはこどもの笑顔を増やすための滋賀発の行動様式です。こどもが自分自身のために行動できること【こどもあくしょん】と、こどもが必要としていることに対して大人が行動すること【おとなあくしょん】の2つの視点があります。

「すまいる・あくしょん宣言」は、企業や団体が「すまいる・あくしょん」の7つの行動様式を実現する取組を進めることを宣言するものです。竜王町内でも宣言している団体・企業が続々と増えています。



町内で「すまいる・あくしょん宣言」をした企業・団体

子育て応援 hug 組	暮らし育て組
育ち合うたつの子	竜王清流会
竜王町子ども会連合会	土曜倶楽部つちっこ
株式会社木の家専門店谷口工務店	株式会社小松製作所 滋賀工場
竜王町青少年育成町民会議	三井不動産商業マネジメント
アインズ株式会社	株式会社三井アウトレットパーク滋賀竜王
株式会社みらいパーク竜王	竜王町役場
楽しみつくり隊	公益財団法人竜王町地域振興事業団
放課後の居場所 おいでキッズ	医療法人滋賀家庭医療学センター

イクボス宣言

職場でともに働く部下のワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司(経営者・管理職)として、上司自らが宣言することです。竜王町でも竜王町役場をはじめ、町内企業がイクボス宣言をしています。

町内で「イクボス宣言」をした企業・団体

アインズ 株式会社
医療法人 滋賀家庭医療学センター
株式会社 シマダ
秦食品 株式会社
株式会社 雪国まいたけ 滋賀パッケージセンター
竜王町役場

《基本目標 1 に関する成果指標》

項目		現状値	目標値
待機児童の数		0人	0人
【アンケート結果より】 男性の育児休業の取得割合	就学前児童保護者	18.2%	50.0% (※1)
	小学生保護者	4.5%	25.0%
【アンケート結果より】 親からの身体的暴力の経験が 「ない」 こどもの割合 (※2)	小学生	70.9%	90.0%
	中学生	75.0%	90.0%
【アンケート結果より】 親からの心理的暴力の経験が 「ない」 こどもの割合 (※3)	小学生	69.9%	90.0%
	中学生	67.6%	90.0%

(※1) 令和5年に閣議決定した「こども未来戦略」では、男性の育児休業の取得割合の目標について、2025年に公務員で85.0%（1週間以上の取得率）、民間企業で50.0%とされている

(※2) 親からたたかれたり、長い時間たたされたりした経験について「ない」と回答したこどもの割合

(※3) 親から言葉で傷つけられた経験について「ない」と回答したこどもの割合

基本目標2 こども・若者の夢を応援する地域づくり

取組の方向1 すべてのこどもや若者の健全育成

《めざすまちの姿》

多様な体験や遊び、学びの機会を通じ、すべてのこどもや若者が健やかに成長しています。

《解決すべき課題》

- 地域の人々の見守りやふれあいの中で、こどもがのびのびと遊ぶことができる身近な環境や体験の機会を増やしていくことが必要です。
- インターネットや SNS を介したトラブルや犯罪から、こども・若者自らが身を守るため、使用方法や個人情報についての取扱い、使用時のルールについて理解し実践を促すことが必要です。

《主な取組》

社会的自立に向けた「生きる力」の育成	●成長期にあるこども・若者が基本的な生活習慣や規範意識を獲得し、基礎学力と体力を身につけ、命を大切にする心や思いやりの心を養うために、家庭・学校・地域及び関係機関が連携してこどもの育ちを支援します。
《生涯学習課》 《学校教育課》 《各種団体》	【主な取組】 ・教育フォーラム ・学校協働活動 ・コミュニティ・スクール（学校運営協議会） ・関係機関・団体の取組支援 ・家庭教育支援（アウトリーチ型）
豊かな人間性を育む多様な体験機会の提供 《総務課》 《健康推進課》 《未来創造課》 《生涯学習課》 《生活安全課》 《建設計画課》 《教育総務課》 《各種団体》	●こどもが遊びや体験を通じて、こどもの主体性を育む創造力や社会力、調整力、傾聴力などを身につけ、豊かな人間関係の基礎を築くことができるよう、遊びの環境や体験学習の機会の充実に努めます。 【主な取組】 ・こどもがのびのび遊べる環境づくり ・親子が安心して遊べる施設や環境の整備 ・各種体験事業（子ども会・スポーツ少年団・竜王キッズクラブ・各種団体） ・安心・安全に暮らせる環境づくり ・地域学校協働活動
情報通信に対する知識の普及・啓発	●インターネットや SNS の使用方法について上手な付き合い方ができるよう、発達段階に応じた内容での研修機会の設定により、きめ細かな取組を推進します。
《学校教育課》 《生涯学習課》 《未来創造課》	【主な取組】 ・情報活用能力の育成 ・情報モラルの育成 ・インターネット社会における情報の正しい理解と判断の育成

取組の方向2 困難を有する若者やその家族の支援

《めざすまちの姿》

困難を有するこども・若者への包括的な支援により、自分らしい生き方を見出し、その実現につながっています。

《解決すべき課題》

- 支援が必要なこどもについて、乳幼児期から小・中学校、高等学校以降へと必要な支援が継続されるとともに、成長に応じた支援機関との連携が求められています。
- 障がいや困難を抱えるこども・若者、外国籍で配慮が必要なこども・若者一人ひとりが自分らしく生きていけるよう支援が必要です。

《主な取組》

困難を有するこども・若者の自立に向けた包括的な支援 《学校教育課》 《自立支援課》 《福祉課》 《各種団体》	●困難を抱えるこども・若者が、社会とつながったり、自立に向けて動き始めたりすることができるよう、関係機関や NPO のような民間団体との連携・協力を推進します。 【主な取組】 ・スクールカウンセラー ・職業体験 ・あすくる ・障害者（児）相談支援事業 ・自立支援ルーム ・就労支援 ・福祉と教育の連携 ・サポートファイルの普及・啓発
個別的な課題への支援 《学校教育課》 《自立支援課》 《福祉課》 《生涯学習課》 《健康推進課》	●家庭・学校・地域及び関係機関が一体となって、いじめ防止や不登校・ひきこもり対策の充実、ヤングケアラーの早期発見・早期対応、障がいのあるこどもの状態や発達段階・特性に応じた支援の充実に図ります。 【主な取組】 ・「竜王町いじめ防止基本方針」の推進 ・教育支援ルームなないろ（適応指導教室） ・福祉と教育の連携 ・要保護児童対策地域協議会 ・自立支援課相談支援 ・家庭教育支援事業
生活を支える方策の展開 《健康推進課》 《教育総務課》 《住民課》 《未来創造課》	●こども・若者が安心して自分らしく生きていけるよう、経済的な支援や相談支援を行います。 【主な取組】 ・児童手当 ・就学援助費給付事業 ・子育て応援路線バス通学定期利用助成 ・奨学金事業 ・福祉医療費助成（高校生まで）

取組の方向3 若者のライフプラン形成の支援

《めざすまちの姿》

若者が自らのライフデザインについて考え、その実現に向けて主体的に取り組んでいます。

《解決すべき課題》

- こども・若者が社会性を育むとともに、自立につなげるためには、誰もが気軽に利用できる居場所づくりを進めるとともに、それぞれの状況に応じた総合的・重層的な支援体制の確立が求められます。
- 家庭・学校園・地域がそれぞれの責任と役割のもとに相互に連携し、こども・若者を支援する仕組みを構築することが求められます。

《主な取組》

社会参加と居場所の充実	●こども・若者が意見表明できる機会の創出や若者の社会活動の支援、また、地域の中で多世代が安全・安心して交流ができる居場所づくりを推進します。
《生涯学習課》 《学校教育課》 《健康推進課》 《公民館》 《図書館》 《各種団体》	【主な取組】 ・少年の主張大会 ・青年団活動 ・フリースクールおむすび ・放課後の居場所（西川・美松台） ・公民館の機能強化 ・こどもまんなか会議 ・子ども食堂 ・中学生のほうかごみちくさ事業 ・ふらっとスペース Yoruca? ・大学生の地域活動支援
就労支援の充実	●こども・若者の職業観を養い、職業的自立に必要な能力を身につけるとともに、キャリア教育及び職業教育の充実を通じ、学校から社会への移行がスムーズなものとなるよう支援します。
《学校教育課》 《商工観光課》	【主な取組】 ・チャレンジウィーク（体験学習） ・職業訓練へのあっ旋 ・高校と企業とのマッチング支援
こども・若者が安全・安心に暮らせるまちづくり	●こども・若者が安全・安心して暮らせる社会の実現をめざして、こども・若者の相談窓口を設けたり、こどもを守るネットワーク機能の強化を図ったりします。
《生涯学習課》 《健康推進課》 《各種団体》	【主な取組】 ・竜王町補導員会活動事業 ・近江八幡・竜王少年センターでの事業 ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 ・社会を明るくする運動

《基本目標2に関する成果指標》

項目		現状値	目標値
【アンケート結果より】 「自分のことが好きだ」と思う こどもの割合（※1）	小学生	65.0%	70.0% （※2）
	中学生	62.1%	70.0%
【アンケート結果より】 安心できる場所について「安心 できる場所はない」と思うこど もの割合（※3）	小学生	1.0%	0.0%
	中学生	0.0%	0.0%
【アンケート結果より】 「自分は家族に大事にされてい る」と思うこどもの割合（※4）	小学生	95.1%	100.0%
	中学生	76.9%	80.0%
【アンケート結果より】 「不安に感じること」があると 思うこどもの割合（※5）	小学生	56.3%	50.0%
	中学生	76.9%	70.0%
【アンケート結果より】 インターネットの危険性につい て「教えてもらったことがない」 こどもの割合（※6）	小学生	2.9%	0.0%
	中学生	0.9%	0.0%

（※1）自分のことが好きかという質問について「そう思う」と回答したこどもの割合

（※2）こども大綱においても、同様の目標値が設定されている

（※3）安心できる場所はどこかという質問について「安心できる場所はない」と回答したこどもの割合

（※4）自分は家族に大事にされていると思うかについて「とても思う」「思う」と回答したこどもの割合

（※5）不安に感じることがあると思うかについて「とても思う」「思う」と回答したこどもの割合

（※6）インターネットの危険性に関して説明を受けた経験について「教えてもらったことがない」と回答したこどもの割合

基本目標3 貧困の状況にあるこども・若者への支援

取組の方向1 こどもと保護者の相談

《めざすまちの姿》

こどもの養育に係る悩みや不安の相談場所が身近にあり、安心して暮らすことができます。

《解決すべき課題》

- 家庭背景が複雑化し、都市型の課題もみられるようになり、妊娠・出産期から青年期に至るそれぞれの相談窓口や機関において重層的な相談対応を行い、必要な支援につなげていける体制の整備が必要です。
- こどもの健やかな成長を支援するため、生活支援の適切な実施が求められます。

《主な取組》

身近で切れ目のない相談窓口の設置 《健康推進課》 《学校教育課》 《福祉課》 《自立支援課》 《各種団体》	●保護者や児童・生徒自身が抱えている養育や経済的悩みや不安について、相談できる体制を整えます。 【主な取組】 ・妊娠の届出、母子健康手帳の交付 ・妊婦訪問 ・特定妊婦のような困難を抱えた女性の把握及び支援 ・新生児、乳幼児訪問事業 ・おむつ訪問 ・子育て相談 ・栄養相談 ・発達相談 ・就学前児童誕生日祝金事業 ・教育相談 ・ふれあい相談発達支援事業 ・産前産後のよりみち
こどもの生活支援 《健康推進課》	●保護者の疾病及び経済的な理由でこどもの養育が困難な家庭に対し、児童の保護や生活の支援を行います。 【主な取組】 ・子育て短期支援事業

取組の方向2 保護者の就労支援、経済的な支援

《めざすまちの姿》

就労の安定と経済的な自立が図られ、ゆとりを持って安心して子育てができています。

《解決すべき課題》

- 保護者の就労の安定はこどもの生活にとっても重要であることから、就労のための相談・支援が必要です。
- 経済的負担を軽減するため、対象に応じた支援を広く実施することが必要です。

《主な取組》

保護者の就労支援	●ひとり親世帯や困窮家庭の保護者に対する就労に向けた相談・支援を行うことで経済的な自立を支援します。
《商工観光課》 《福祉課》	【主な取組】 ・労働・雇用に関する情報提供 ・生活困窮者自立相談支援事業（就労支援） ・ハローワークや関係機関との連携
子育て家庭とこどもの養育に関する経済的支援	●生活保護世帯からひとり親世帯、困窮家庭に対し、こどもの養育に係る各種経済的負担の軽減を支援します。
《福祉課》 《健康推進課》 《住民課》 《教育総務課》 《未来創造課》 《各種団体》	【主な取組】 ・生活困窮者支援事業 ・生活保護 ・児童扶養手当 ・就学前児童誕生日祝金事業 ・福祉年金(ひとり親) ・福祉医療費助成(ひとり親) ・奨学金事業 ・就学援助費給付事業 ・子育て応援路線バス通学定期利用助成 ・フードドライブ事業 ・生活福祉資金貸付

《基本目標３に関する成果指標》

項目		現状値	目標値
【アンケート結果より】 子育てに関する「情報の入手先がない」保護者の割合 (※１)	就学前児童保護者	0.0%	0.0%
	小学生保護者	1.0%	0.0%
	中高生保護者	0.0%	0.0%
【アンケート結果より】 子育てをする上で「気軽に相談先がない」保護者の割合 (※２)	就学前児童保護者	5.1%	0.0%
	小学生保護者	6.1%	0.0%
	中高生保護者	6.8%	0.0%
【アンケート結果より】 悩みや不安を感じたときの「相談相手がない」こどもの割合 (※３)	小学生	14.6%	0.0%
	中学生	14.8%	0.0%
【アンケート結果より】 こどもに係る費用のうち、経済的に大きな負担を感じるものはない割合	就学前児童保護者	26.3%	40.0%
	小学生保護者	10.6%	20.0%
	中高生保護者	4.4%	10.0%
就学前児童誕生日祝金事業の利用割合		97.7%	95.0%以上

(※１) 子育てに関する情報の入手先について「情報の入手先がない」と回答した保護者の割合

(※２) 子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人や相談窓口について「ない」と回答した保護者の割合

(※３) 悩みや不安を感じたとき、誰に相談するかについて「相談する相手はいない」と回答したこどもの割合

基本目標4 親子の健康づくりの支援

取組の方向1 親子の健康づくりの推進

《めざすまちの姿》

すべての親子が健やかな心と体を育むことができます。

《解決すべき課題》

- 保護者（母親・父親・親族）が、妊娠から育児までのライフイベントで起こる心身や生活上の変化に適応し、健康を維持増進するための正しい知識や支援が必要です。
- こどもが健やかに成長発達するための支援が必要です。
- 心身の発達にとって重要な時期である思春期において、喫煙、飲酒、薬物のような健康を脅かす問題に対する知識の普及をはじめ、将来の親となる世代の家庭の大切さや生命との関わりへの理解を深める必要があります。

《主な取組》

親子の健康維持・増進対策の推進	●保護者が自分の心身の健康を意識し、健康の維持増進に取り組めるよう、情報提供や支援を行います。 ●妊娠高血圧症候群や産後うつ、受動喫煙防止のような、妊娠・出産・育児に特有の健康問題について、保護者をはじめ家庭や地域の正しい理解を広めます。 ●こどもの健やかな成長・発達に向けて、保護者が安心して育児できるよう、家庭訪問や健康診査のような各種事業の充実を図るとともに、関係機関と連携しながら支援します。
《健康推進課》	【主な取組】 ・妊娠の届出、母子健康手帳の交付 ・妊婦健康診査 ・新生児、乳幼児訪問事業 ・低出生体重児の届出 ・赤ちゃんサロン ・若年健診、特定健診 ・新生児聴覚検査 ・父子手帳の交付 ・子育て相談 ・妊婦訪問 ・産後ケア事業 ・おむつ訪問 ・がん検診 ・予防接種事業 ・先天性代謝異常等検査（県）
思春期の保健対策 《健康推進課》 《学校教育課》	●学校や地域において、プレコンセプションケアの視点を含めた、健康づくりの啓発を図ります。 ●保健・医療・福祉・教育の関係者の連携により、喫煙、飲酒、薬物のような健康を脅かす問題に関する個々の情報選択能力の向上を図ります。 ●次世代の親となるこどもに家庭科の授業や職場体験を通じて乳幼児とふれあう機会を提供します。 【主な取組】 ・学校教育における包括的性教育の推進 ・出前講座

取組の方向2 親子の健康づくりを支える体制の連携強化

《めざすまちの姿》

妊娠・出産・育児において親子の健康づくりを支える体制が整っています。

《解決すべき課題》

- 妊娠から育児において親子が健康づくりを行えるよう、地域や関係機関の連携を強化していく必要があります。

《主な取組》

出産から育児に係る関係機関との連携の強化 《健康推進課》	●妊娠期から子育て期にかけて切れ目のない一貫した支援を行うため、こども家庭センターを設置し関係機関で連携の強化を図ります。 ●妊娠届出時、妊娠8か月頃及び出産後のそれぞれのタイミングに保健師等による面談を行い、妊娠期からの伴走型相談支援に取り組みます。 ●親子が適切な医療にかかれるよう、母子健康手帳別冊を活用して情報提供を行います。 ●心身の基礎疾患がある妊産婦や医療的ケア児のような特に健康面での支援が必要な親子について、関係機関と連携し支援体制を整えるよう努めます。
	【主な取組】 ・滋賀県ハイリスク妊産婦・新生児援助事業に基づく連携 ・乳幼児健診を通じた医療、専門機関との連携（精密検査） ・発達支援システムとの連動 ・未熟児養育医療 ・育成医療 ・小児救急（#8000）の情報提供

《基本目標4に関する成果指標》

項目		現状値	目標値
乳幼児健診の受診率 ※1	10か月児健診	100.0%	100.0%
	1歳6か月児健診	101.4%	100.0%
	3歳6か月児健診	92.6%	100.0%
母子保健に係る連携会議・研修の開催		2回／年	2回以上／年
【アンケート結果より】			
子育てをする上で「気軽な相談先がない」保護者の割合（※2）	就学前児童保護者	5.1%	0.0%

（※1）年度をまたぐ受診があるため、100%を超える場合がある。

（※2）子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人や相談窓口について「ない」と回答した保護者の割合

第5章 子ども・子育て支援事業の提供体制確保

1. 子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

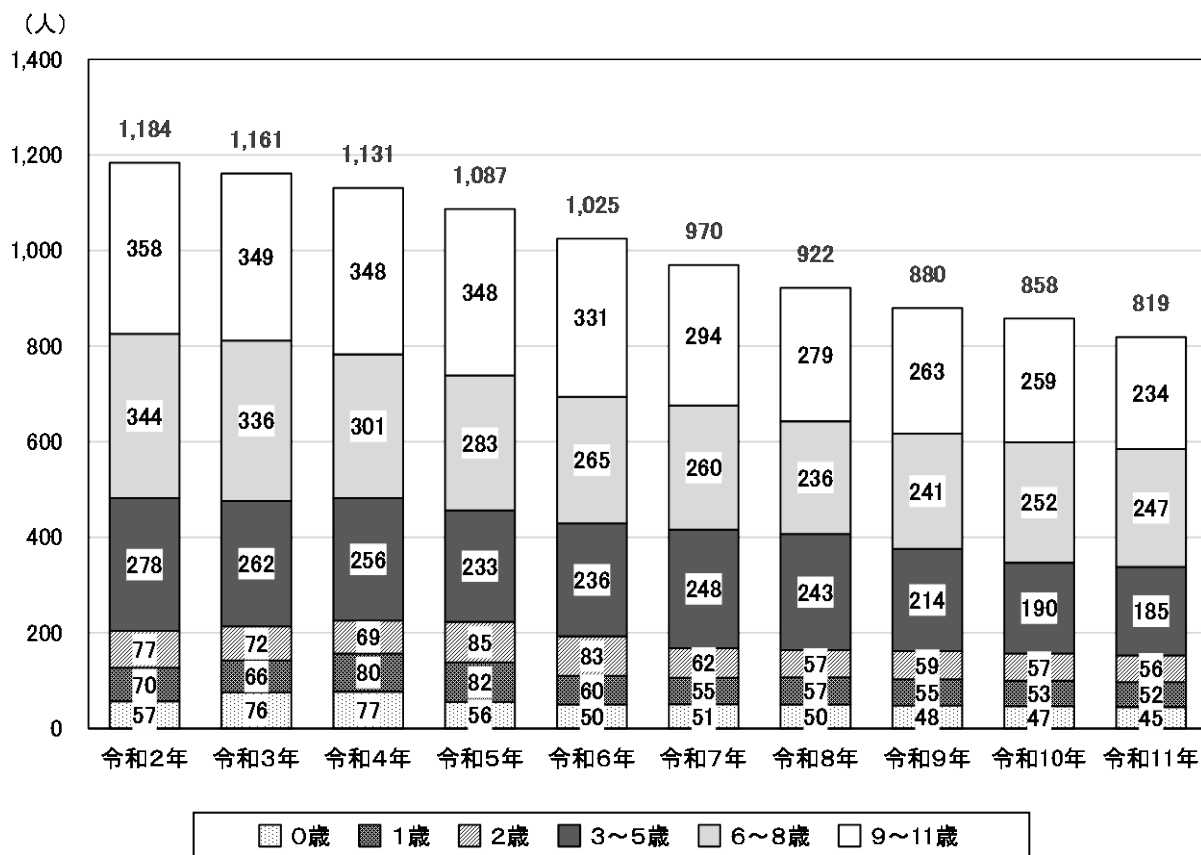
子ども・子育て支援法では、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域(以下「教育・保育提供区域」という。)を定め、区域ごとに「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を定めることとされています。区域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとなっています。

竜王町では、前回計画より効率的な資源の活用を可能とし、町内ニーズを柔軟に吸収、またそれに応じた対応ができるよう、教育・保育提供区域を1圏域(全町)としており、本計画においても、引き続き1圏域での教育・保育提供を行います。

■こどもの人口の見通し

計画期間におけるこどもの人口を、コーホート変化率法により推計しました。各年の出生数やこどもの数が異なるため、若干の増減はあるものの、全体としては減少傾向が続くものと予測されます。

この推計に基づき、教育・保育サービスの目標事業量を設定するものとします。



2. 教育・保育事業の見込み

就学前児童数の推計、教育・保育の利用状況及び利用希望、教育・保育施設の配置状況をふまえ、認定区分ごとの必要利用定員数を定めます。

量の見込み及び確保内容

1号認定、2号認定、3号認定については、ニーズ調査から導かれる保護者の利用希望や実際の利用状況を勘案し、計画期間内における実利用人数を量の見込みとして設定します。

【教育事業：1号認定】(認定こども園)

	実績	目標事業量				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(実利用人数)	26人	34人	34人	30人	26人	26人
②確保の内容		34人	34人	30人	26人	26人

【保育事業：2号認定】(認定こども園、保育園3～5歳)

	実績	目標事業量				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(実利用人数)	188人	200人	198人	177人	159人	157人
②確保の内容		200人	198人	177人	159人	157人

【保育事業：3号認定】(認定こども園、保育園0歳)

	実績	目標事業量				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(実利用人数)	9人	15人	15人	15人	15人	15人
②確保の内容		15人	15人	15人	15人	15人

【保育事業：3号認定】(認定こども園、保育園1歳)

	実績	目標事業量				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(実利用人数)	37人	35人	37人	37人	37人	37人
②確保の内容		35人	37人	37人	37人	37人

【保育事業：3号認定】(認定こども園、保育園2歳)

	実績	目標事業量				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み(実利用人数)	50人	42人	40人	43人	43人	44人
②確保の内容		42人	40人	43人	43人	44人

確保方策

1号認定、2号認定、3号認定について、年度によってばらつきはありますが、こども数の減少に伴い緩やかに減少することが見込まれます。町内のこども園、保育園においてニーズに対応できる体制を維持していきます。

3. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の見込み

こども園・保育所に通所していない0歳6か月から3歳未満までの未就園児を対象に、こども園・保育所において一時的な預かりを行い、適切な遊びや生活の場を与えるとともに、保護者との面談を通じて、乳児・児童及び保護者の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する助言や情報提供のような援助を行います。

量の見込み及び確保内容

令和8年度から本格実施となる事業であり、国が示す対象者、月あたりの利用上限時間数から必要定員数を算出し、量の見込みを設定します。

			実績	目標事業量				
			令和6年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
①量の見込み	0歳	必要受入時間/月	-	180 時間	175 時間	170 時間	165 時間	
		1日あたり受入人数	-	1 人	1 人	1 人	1 人	
	1歳	必要受入時間/月	-	200 時間	220 時間	200 時間	180 時間	
		1日あたり受入人数	-	1 人	1 人	1 人	1 人	
	2歳	必要受入時間/月	-	200 時間	170 時間	180 時間	160 時間	
		1日あたり受入人数	-	1 人	1 人	1 人	1 人	
	合計		-	580 時間	565 時間	550 時間	505 時間	
			-	3 人	3 人	3 人	3 人	
②確保の内容				3 人	3 人	3 人	3 人	

※令和7年度は地域子ども・子育て支援事業となります

確保方策

令和8年度からの事業提供をめざし、関連施設等との協議・準備、受け皿確保を進めるとともに、事業提供後は利用状況やニーズをふまえて調整します。

4. 地域子ども・子育て支援事業の見込み

(1) 地域子ども・子育て支援事業

① 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)

保護者の就労や疾病のような理由で、放課後に保護を受けることができない小学校就学児童に対して、学校や児童館で、放課後に生活の場、適切な遊びの場を提供する事業です。

ニーズ調査により把握した放課後児童健全育成事業に係る利用希望を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定することとされていますが、今後も利用者の増加が見込まれることから、直近の利用率に過去5年間の伸び率の平均値をかけ合わせて補正し、目標事業量を次表のとおり設定します。

		実績	目標事業量				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (実利用人数)	1～3年生	141人	143人	135人	146人	160人	157人
	1年生	57人	54人	52人	66人	69人	53人
	2年生	47人	44人	42人	41人	53人	55人
	3年生	37人	45人	41人	39人	38人	49人
	4～6年生	89人	97人	97人	94人	95人	88人
	4年生	43人	37人	43人	40人	38人	36人
	5年生	30人	29人	25人	30人	27人	25人
	6年生	16人	31人	29人	24人	30人	27人
	合計	230人	240人	232人	240人	255人	245人
②確保の内容		230人	240人	232人	240人	255人	245人
待機児童数		0人	0人	0人	0人	0人	0人

確保方策

利用人数の見込みは年度によってばらつきはありますが、利用希望者のニーズは高く、微増が続くと考えられます。令和8年度に竜王小学校区学童保育所の移転に伴う建設を予定しています。その際、1クラス増設することで、引き続き希望のある人が利用できるように体制を確保します。

② 延長保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外において、保育を行う事業です。ニーズ調査により把握した就学前児童の保育に係る希望利用時間帯や利用実績を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を次表のとおり設定します。

	実績	目標事業量				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (実利用人数)	68 人	71 人	72 人	69 人	65 人	66 人
②確保の内容		71 人	72 人	69 人	65 人	66 人

確保方策

保育園2園(ひまわり保育園、コスモス保育園)で実施しており、量の見込みに対する提供体制は確保できている状況です。引き続き、安定的な供給を図ります。

③ 子育て短期支援事業(ショートステイ)

保護者の様々な事由により、児童を児童養護施設で預かる短期入所生活援助(ショートステイ)事業及び夜間養護等(トワイライト)事業があります。令和5年度より実施しており、ニーズ調査により把握した家庭でこどもをみることが一時的に困難となった期間に基づき算出することとされており、ニーズ調査からもニーズが見受けられたため、目標事業量を次表のとおり設定します。

	実績	目標事業量				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (年間延べ利用人数)	12 人	12 人	12 人	12 人	12 人	12 人
②確保の内容		12 人	12 人	12 人	12 人	12 人

確保方策

量の見込みに対する提供体制は確保できている状況です。引き続き、業務委託により安定的な供給に努めます。

④ 地域子育て支援拠点事業

公共施設やこども園・保育園のような地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談を行う事業です。ニーズ調査により把握した希望利用日数や利用実績に基づき、居宅から容易に移動することが可能な範囲で利用できるよう配慮しながら、目標事業量を次表のとおり設定します。

	実績	目標事業量				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (年間延べ利用人数)	2,618人	3,138人	3,260人	3,300人	3,300人	3,300人
②確保の内容		3,138人	3,260人	3,300人	3,300人	3,300人
①量の見込み (実施か所数)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
②確保の内容		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

確保方策

量の見込みに対する提供体制は確保できている状況です。今後も、地域の子育て拠点として親子が気軽に利用できる環境づくりを進めます。

⑤- I 1号認定(認定こども園における教育利用)の預かり保育

1号認定のこどもについて、保護者の仕事や私用で、教育標準時間終了後も園で預かってほしいという際に預かる事業です。ニーズ調査により把握した預かり保育日数に、利用希望を加えたものや利用実績を勘案し、計画期間内における目標事業量を次表のとおり設定します。

	実績	目標事業量				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (年間延べ利用人数)	1,294人	937人	937人	827人	717人	717人
②確保の内容		937人	937人	827人	717人	717人

確保方策

1号認定のこどもの減少に伴い、減少傾向を見込んでいます。既存の施設において、量の見込みに対する提供体制は確保できおり、引き続き、安定的な供給を図ります。

⑤-Ⅱ 竜王町保健センターにおける預かり保育

保護者の病気や冠婚葬祭のような私用、また休息時間の確保のために、竜王町保健センターにおいて、生後 6 か月から 3 歳(※)のこどもを預かる事業です。

	実績	目標事業量				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (年間延べ利用人数)	570 人	600 人	600 人	600 人	600 人	600 人
②確保の内容		600 人	600 人	600 人	600 人	600 人

※本事業の対象者は、どこの園にも属さないこどもで、生後 6 か月から 3 歳となる年度末までです。

確保方策

令和6年度より、竜王町保健センターにて実施しています。量の見込みに対する提供体制は確保できており、引き続き、安定的な供給を図ります。

⑥ 病児・病後児保育事業

病児や病後児について、病院やこども園に付設された専用スペースにおいて、看護師と保育士が一時的に保育をする事業です。現在、竜王町では実施していませんが、ニーズ調査により把握した利用希望を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定することとされており、ニーズ調査からもニーズが見受けられたため、目標事業量を次表のとおり設定します。

	実績	目標事業量				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (年間延べ利用人数)	-	50 人	50 人	50 人	50 人	50 人
②確保の内容		50 人	50 人	50 人	50 人	50 人

確保方策

町内の保育施設にて実施できるよう、体制の確保を進めます。

⑦ ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

児童の預かりの援助を受けることを希望する方(依頼会員)と援助を行うことを希望する方(援助会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。現在、竜王町では提供会員の確保が困難なため実施していません。

	実績	目標事業量				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (年間延べ利用人数)	-	78 人	74 人	71 人	69 人	67 人
②確保の内容		78 人	74 人	71 人	69 人	67 人

確保方策

今後のニーズの高まりや、提供会員の確保の状況により、将来的な実施について検討を進めます。

⑧ 妊婦健診

妊娠している方に対して、母子保健法に基づき実施する妊婦健康診査を行う事業です。将来推計に基づき算出された0歳児人口をもとに、目標事業量を次表のとおり設定します。

	実績	目標事業量				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (実利用人数)	77 人	51 人	50 人	48 人	47 人	45 人
②確保の内容		51 人	50 人	48 人	47 人	45 人
①量の見込み (年間延べ利用回数)	640 回	714 回	700 回	672 回	658 回	630 回
②確保の内容		714 回	700 回	672 回	658 回	630 回

確保方策

妊婦健診事業については、今後の見込み量に対する提供体制が十分に確保できている状況です。引き続き、情報提供や健診費用の助成を行います。

⑨ 新生児・乳児訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に、保健師や助産師が訪問し、発育状況の確認や育児に関する悩みの相談に応じる事業です。将来推計に基づき算出された0歳児人口をもとに、生後4か月までにすべての家庭を訪問することを目標とした目標事業量を次表のとおり設定します。

	実績	目標事業量				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (実利用人数)	54人	51人	50人	48人	47人	45人
②確保の内容		51人	50人	48人	47人	45人

確保方策

新生児・乳児訪問事業は、毎年度ほぼ100%訪問しており、今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できており、引き続き、実施に努めます。

⑩ 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

該当事業として「養育支援訪問事業」「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」の5つの事業があります。

⑩-Ⅰ 養育支援訪問事業

児童虐待防止や育児不安を抱えており養育支援が特に必要とされる家庭に、保健師・看護師や子育て経験者で研修を受けた方が訪問し、保護者の育児・家事のような養育能力を向上させるための相談支援を行う事業です。直近の実績を元に、目標事業量を次表のとおり設定します。

	実績	目標事業量				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (実利用人数)	2人	2人	2人	2人	2人	2人
②確保の内容		2人	2人	2人	2人	2人

確保方策

養育支援訪問事業については、実施状況が少数であり、今後の見込み量に対する提供体制は十分に確保できている状況です。引き続き、安定的な供給を図ります。

⑩-Ⅱ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

確保方策

要保護児童対策地域協議会の構成員の連携強化を図るとともに地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応のための取組を推進します。

⑩-Ⅲ 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育てに対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーがいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育ての支援を実施する事業です。養育支援訪問事業で実施していた家事・育児支援が、子育て世帯訪問支援事業に移行したものであり、月1人の利用を想定し、目標事業量を次表のとおり設定します。

	実績	目標事業量				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (年間延べ利用人数)	—	12人	12人	12人	12人	12人
②確保の内容		12人	12人	12人	12人	12人

確保方策

家事・育児支援の実施により、育児負担の軽減と養育環境の安定を図り、児童虐待を防止することを目的としています。今後の見込み量に対する提供体制の確保に努めます。

⑩-Ⅳ 児童育成支援拠点事業

養育環境に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童に対して、児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路の相談支援、食事の提供を行う事業です。

	実績	目標事業量				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (実利用人数)	—	5人	5人	5人	5人	5人
②確保の内容		-	5人	5人	5人	5人

確保方策

教育支援ルームを活用した児童の居場所づくりに取り組むとともに、民間団体と協働し、多様な居場所づくりを推進します。

⑩-V 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイを通じて、児童の心身の発達の状況に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設け、その他の必要な支援を行う事業です。

	実績	目標事業量				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (実利用人数)	-	-	-	-	-	-
②確保の内容		-	-	-	-	-

確保方策

今後のニーズを把握しながら、実施について検討を進めます。

⑪ 利用者支援事業

教育・保育施設や地域の子育て支援に関する事業の利用についての情報集約と提供を行うとともに、こどもや保護者から施設・事業の利用にあたっての相談に応じ、必要な情報提供・助言をし、関係機関との連絡調整を行う事業です。利用者支援事業には「基本型」、「特定型」、「こども家庭センター型」、「妊婦等包括相談支援事業」の4類型があり、令和7年度以降、本町では「基本型」、「こども家庭センター型」、「妊婦等包括相談支援事業」にて事業を実施します。

利用者支援事業の提供体制(基本型・こどもセンター型)

		実績	目標事業量				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本型	①量の見込み (実施か所)	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	②確保の内容	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
こども家庭センター型	①量の見込み (実施か所)	-	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	②確保の内容	-	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

利用者支援事業の提供体制(妊婦等包括相談支援事業)

	実績	目標事業量				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (実利用人数)	-	51 人	50 人	48 人	47 人	45 人
②確保の内容		51 人	50 人	48 人	47 人	45 人
①量の見込み (年間延べ利用回数)	-	153 回	150 回	144 回	141 回	135 回
②確保の内容		153 回	150 回	144 回	141 回	135 回

確保方策

令和7年度より「こども家庭センター型」「妊婦等包括相談支援事業」の事業に取り組みます。こども家庭センター型は、こどもサポートセンターで妊娠期の悩み事や健康管理等に関する相談を受け付け、出産後も支援が必要なこどもや家庭に対して切れ目なく相談に応じます。妊婦等包括相談支援事業は、妊婦1人あたり3回程度の面談を行い、妊婦等の心身の状況や置かれている環境の把握を行うほか、母子保健や子育て支援に関する情報提供、相談その他の援助を行います。

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況を勘案して、特定教育・保育施設に対して保護者が支払うべき日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用を助成する事業です。

確保方策

特定教育・保育施設が徴収する実費負担の部分について、低所得者の負担軽減を図るための公費による補助について、国の制度の内容をふまえ、実施を検討します。

⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設の設置または運営を促進するための事業です。

確保方策

ニーズに沿った多様な教育・保育の提供を進めるには、多様な主体による事業実施を促進することが必要であるため、今後の供給・整備体制を十分に把握した上で、新規参入事業者に対する支援策等の実施を検討します。

⑭ 産後ケア事業

産後ケア事業は、産後1年までの母子に対し、心身の安定及び育児不安の解消を図るため、心身の状態に応じた保健指導や、療養に伴う育児に関する指導、相談その他の援助を行う事業です。

		実績	目標事業量				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
居宅訪問型	①量の見込み (年間延べ利用人数)	7人	5人	5人	5人	5人	5人
	②確保の内容		5人	5人	5人	5人	5人
短期入所型	①量の見込み (年間延べ利用人数)	1人	2人	2人	2人	2人	2人
	②確保の内容		2人	2人	2人	2人	2人
通所型	①量の見込み (年間延べ利用人数)	1人	3人	3人	3人	3人	3人
	②確保の内容		3人	3人	3人	3人	3人

確保方策

産後ケア事業利用に関する一部公費負担を行い、産婦が心身のケア及び育児のサポートを受けながら、安心して子育てできる体制の確保を進めます。

第6章 計画の推進

1. 計画の推進に向けて

(1) 家庭や関係機関との連携

本計画は、すべての子育て家庭、こども・若者を対象とする計画です。計画の推進に向けては、子育て家庭やこども・若者の当事者をはじめ、こども園や保育園、学校、地域、住民、社会福祉協議会、民生委員児童委員などのその他関係機関・団体が一体となって取り組みます。

本計画を協働により進めていくためには、本計画で示した考え方、各種取組について広く周知していくことが重要です。そのため、広報紙やホームページ、SNS、窓口において情報提供を行うとともに、こども・若者の意見を聴く場を設け、計画の進捗状況や町内の多様な施設・サービスのようなこども・子育てに関する情報についても住民への周知・啓発を図ります。

(2) 地域の人材の確保と連携

子育てに関する住民の多様なニーズに対応するため、保育士や放課後児童支援員のような教育・保育人材の計画的な確保に努めます。また、ボランティアや子育て経験者、高齢者の方のような子育てを支援する幅広い人材の確保・育成に努めます。

(3) 企業、関係団体との連携

社会全体でこども・子育て家庭を支援するためには、住民や企業、関係団体の理解と協力が必要です。

企業においては、子育て中の保護者のワーク・ライフ・バランスの向上に資する取組や、働きやすい環境づくりが求められます。

また、関係団体と連携した互助活動の活性化や、子育てサークルの活動の充実により、地域が主体となった子育て支援の充実が求められます。

これらの企業・関係団体との連携の向上に向けて、町内企業への広報・啓発や、団体の活動に係る相談、活動場所の提供を推進します。

(4) こども・若者の主体的な参加

こども・若者自身が、自分たちのまちを大切にしよう、自分たちの生活を大切にしようなど、主体的に考えていけるよう、「竜王町こどもまんなか会議」をはじめ、こども・若者の意見を集めたり、活躍できる場の確保・充実に努めます。

2. 計画の点検・検証

(1) 竜王町子ども未来会議における点検・検証

各種施策及び本計画の推進については、実効性を高めるため、竜王町子ども未来会議において計画の進捗について点検・検証する機会を設け、またその内容について公表します。

計画の進捗状況の確認をふまえて、こども・若者の支援がさらに推進されるよう、【Plan(計画)－Do(実施・実行)－Check(検証・評価)－Action(改善)】のPDCAサイクルを活用します。

(2) こども・若者からみた課題・成果の定期的な把握

計画の推進にあたって、適宜、小中学生を対象としたアンケート調査や、小中学生によるワークショップ「竜王町こどもまんなか会議」の実施により、こども・若者からみた課題・成果を把握し、必要に応じて計画の見直しを行います。

資料編

1. 策定経過

年月日	項 目	内容等
令和5年 7月31日	令和5年度 第1回竜王町子ども未来会議	■(仮称)こども計画策定概要について
令和5年 11月23日	竜王町こどもまんなか会議 こどもワークショップ	■「こんなまちになったらいい♪ まちづくりに私のアイデアを活かそう」をテーマとしたグループワーク
令和5年 12月	竜王町子育て支援に関する ニーズ調査の実施	■就学前保護者調査 : 配布 211 件、回収率 64.9% ■小学生保護者調査 : 配布 299 件、回収率 66.2% ■中高生保護者調査 : 配布 313 件、回収率 79.9% ■小学生児童調査 : 配布 103 件、回収率 100.0% ■中学生生徒調査 : 配布 108 件、回収率 100.0%
令和6年 2月5日	令和5年度 第2回竜王町子ども未来会議	■ニーズ調査結果(速報版) ■こども大綱の概要について
令和6年 3月8日	令和5年度 第3回竜王町子ども未来会議	■ニーズ調査結果からの課題整理 ■(仮称)竜王町こども計画の概要 ■基本理念に関する意見交換
令和6年 7月3日	令和6年度 第1回竜王町子ども未来会議	■(仮称)竜王町こども計画骨子(案)について ■(仮称)竜王町こども計画 計画の基本的な考え方・基本理念について
令和6年 10月7日	令和6年度 第2回竜王町子ども未来会議	■(仮称)竜王町こども計画の骨子の確認について ■(仮称)竜王町こども計画の基本理念等について ■(仮称)竜王町こども計画の素案について
令和6年 12月26日	令和6年度 第3回竜王町子ども未来会議	■(仮称)竜王町こども計画の確認について ■(仮称)竜王町こども計画の素案について
令和7年 1月～2月	パブリックコメントの実施	提出数: 2 件
令和7年 3月5日	令和6年度 第4回竜王町子ども未来会議	■(仮称)竜王町こども計画の確認について ■(仮称)竜王町こども計画の素案について

2. 竜王町子ども未来会議条例

平成 25 年6月 21 日条例第 20 号

(設置)

第1条 一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現をめざし、社会環境の整備および総合的な児童福祉行政を推進するため、竜王町子ども未来会議(以下「未来会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 未来会議は、次の事務を所掌する。

(1) 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第1項各号に規定する事務に関すること。

(2) 町長の諮問に応じて、町の子育て支援等に関する施策について答申すること。

(組織)

第3条 未来会議は、委員 15 名以内で組織する。

2 委員は、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する学識経験のある者その他町長が必要と認める者のうちから、町長が委嘱または任命する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(会長および副会長)

第4条 未来会議に、会長および副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、未来会議を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、または欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 未来会議の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ意見を求めることができる。

(部会)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、部会を設けることができる。

2 部会は委員をもって構成し、部会長および副部会長は、当該部会を構成する委員の互選により、これを定める。

3 部会長は、部会における調査研究等の経過および結果を未来会議に報告するものとする。

(庶務)

第7条 未来会議の庶務は、健康推進課において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、会長が未来会議に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年7月1日から施行する。

(竜王町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 竜王町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例(昭和 42 年竜王町条例第9号)の一部を次のように改正する。

付 則(令和5年8月 22 日条例第 15 号)

この条例は、公布の日から施行する。

3. 竜王町子ども未来会議委員名簿

区分	所属等	氏名	備考
学校・園	竜王小学校 校長	山本 照代	
	社会福祉法人育新会 コスモス保育園 園長	久野 久美子	
保護者代表	令和5年度竜王中学校 PTA 会長	井口 恵嗣	
	令和5年度竜王こども園 PTA 副会長	古株 鉄也	
学童・子育て 支援団体	特定非営利法人 竜王子育てネットワーク理事長	小川 岳彦	
	暮らし育て組代表	吉田 尚子	
	がもう子ども食堂まんぷく代表	安井 昌角	
民生委員 児童委員	民生委員児童委員会会長	小林 江里子	
	主任児童委員	赤佐 光弘	
有識者	びわこ学院大学教育福祉学部長 教授	中井 清津子	会長
	東近江市教育委員会学校教育課 (発達障害児支援)	井上 照美	
	滋賀県立大学学生・就職支援課 特任職員(保健師、母子保健)	黒橋 真奈美	
事業者等	アインズ(株) 代表取締役専務	谷 康夫	副会長
	(株)エネルギーアシストサービス代表	中江 友則	
	ダイハツ工業(株)コーポレート統括本部環境室 地域貢献／総括グループ 主担当	神澤 啓彰	

4. 竜王町子ども未来会議からの提言

令和5年にこども家庭庁が設立され、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、様々な施策が進められる中、竜王町においては令和5年度に子育て支援に関するニーズ調査を実施し、調査結果や第二期計画の取組状況を踏まえ、令和6年度に竜王町こども計画の策定に係る審議を進めてきました。

こども政策には2つの側面があり、

一つ目は、こどもの基本的人権を保障し、こどもが健全に成長できる環境を整えること。

二つ目は、子育て世帯が安心して暮らせる地域づくりを整え、子育て世帯を呼び込み、まちの持続可能性を図ることです。

一つ目の側面について、小規模自治体の規模を活かしながら、細やかな対応ができています。専門職、関連部署も多いため共通のビジョンをもち、教育分野と福祉分野が中心となって、今後も行政が責任をもって連携を高めていただきたい。

二つ目の側面について、待機児童ゼロおよび学童保育の高い受入率については、ソフト・ハード面ともに推進してきたところであり、女性の就職率の高さに反映しています。

ただ、まちの良さを十分にアピールできていないと、町外の人、町内の人の方ともに低い評価となってしまうことを念頭に置いて、こども政策を推進していただきたい。

子育て支援に関するニーズ調査においては、前回の計画策定時より病児保育のニーズが高まるなど、時代によってニーズに変化がみられます。こどもや子育て世帯の保護者のニーズを捉えながら柔軟に対応し、住民が安心して子育てしやすいまちにつなげていただきたい。

近年、年齢を問わず、孤独・孤立の問題が顕著となっており、子育て世帯、若者も例外ではありません。竜王町は小規模自治体であり、人の移動が比較的少なく、顔の見える関係のつくりやすいまちです。

悩み事を気軽に話すことは思っているより容易ではありません。ただし、伴走してくれる人がいることで、心を開き話しやすくなります。妊娠期から取り組んでいる竜王町の伴走型支援を継続し、引き続き子育て世代が安心して暮らせるまちをめざしていただきたい。

計画は、行政の政策を進めていく上での、PDCA サイクルのP(PLAN)にあたります。しかしながら、本計画は人口構造などまちの将来像に関わる側面もあり、5年、10年後のこのまちのあり方も変わってくるものとして、計画の推進・見直しをしていただきたい。

最後に、基本理念にあるように、様々な人が支えあいともに成長していきながら、このまちで生まれ育った人、このまちで子育てをした人、このまちで働いている人が、“竜王町が好き”と思ってもらえるように、こども計画を推進していただきたい。

令和7年3月5日

竜王町子ども未来会議 会長 中井 清津子

5. 用語解説

【あ】

●アウトリーチ

対象者のいる居宅等を訪問して働きかける支援形態こと。

●育児休業

こどもが1歳(一定の条件を満たす場合は最長で2歳)に達するまでの間、働いている人がこどもを養育するために取得できる休暇のこと。

●イクボス

男性の従業員や部下の育児参加に理解のある経営者や上司のこと。子育てに積極的に関わる男性をイクメンと呼ぶのに倣い、そのイクメンを職場で支援するために、部下の育児休業取得を促すなど、仕事と育児を両立しやすい環境の整備に努めるリーダーをイクボスと呼ぶ。

●医療的ケア児

日常生活及び社会的生活を営むために、常に医療的ケアが必要な児童のこと。

【か】

●家庭教育

保護者などがこどもに対して行う教育のことで、すべての教育の出発点となるもの。乳幼児期からの親子の愛情による絆で結ばれた家族とのふれあいを通じて、基本的な生活習慣や倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割を担うもので、人生を自ら切り拓く「生きる力」の基礎を築くために必要とされている。

●家庭的保育

保育士や看護師などの資格を有する者(家庭的保育者)の居宅等で少人数の乳幼児を対象に小規模に行われる保育のこと。

●合計特殊出生率

母の年齢別出生数÷年齢別女子人口の15歳から49歳までの合計で算出される。一人の女性が生涯に産むことも数の平均。

●コーホート変化率法

コーホートとは、同年あるいは同期間に出生した集団を意味する。コーホートを用いて、時系列を軸に人口の変化を性別・年齢別に捉えたものを変化率として算出する将来人口の推計方法。

●子育て世代包括支援センター

主に妊産婦および乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療または福祉に関する機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して、切れ目のない支援を提供するワンストップ拠点のこと。

●こども家庭センター

妊産婦、こども、子育て世帯に対し、母子保健と児童福祉の両面から包括的で一体的な相談支援を行う機関のこと。その他、支援が必要な家庭に対し、サービス利用に係る調整等を行う。

●コミュニティ・スクール

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、学校運営協議会を設置している学校のこと。

【さ】

●次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行う「次世代育成支援対策」を進めるため、国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにし、平成 27 年までの 10 年間に集中的かつ計画的に取り組んでいくことを目的に、平成 17 年4月1日から施行されている法律のこと。令和6年5月の改正により法律の有効期限が 10 年間再延長され、令和 17年3月 31 日までとなっている。

●児童虐待

身体的虐待、心理的虐待(言葉のおどしや無視)、ネグレクト(養育・保護の怠慢、拒否)、性的虐待など、こどもの健全な育成を妨げること。虐待を発見したり、虐待の疑いがある場合の通告は、法律で義務づけられている。

●児童の権利に関する条約

平成元年の 11 月に国連総会において採択された、世界中すべてのこどもたちがもつ人権(権利)を定めた条約のこと。

●スクールカウンセラー

問題を抱えた児童生徒に対し、児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図っていく福祉の専門家のこと。

【た】

●待機児童

認可保育園への入所要件を満たし、入所の申し込みをしているが、施設の不足や保育希望時間の調整がつかないなどの理由によって入所できない児童。

【な】

●認定こども園

幼稚園と保育園の機能、特長をあわせもち、地域の子育て支援も行う、小学校就学前の施設。保護者の就労の有無等に関わらず入園できる。

【は】

●PDCAサイクル

業務管理手法の一つ。(1)業務の計画(Plan)を立て、(2)計画に基づいて業務を実行(Do)し、(3)実行した業務を評価(Check)し、(4)改善(Action)が必要な部分はないか検討し、次の計画策定に役立てる。

●プレコンセプションケア

男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康管理を行うよう促すこと。

【や】

●ヤングケアラー

家事や家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者のこと。

●要保護児童対策地域協議会

虐待などが原因で、保護者に監護させるのが不相当と認められる者、養育を支援することが特に必要な者、出産前から特に支援が必要な妊婦を対象に、適切な保護のための情報交換、支援内容に関する協議を行う。

【わ】

●ワーク・ライフ・バランス

国民一人ひとりがやりがいや充実感をもちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることをいう。

竜王町こども計画

令和7年3月

発行：竜王町

編集：竜王町健康推進課

〒520-2592 滋賀県蒲生郡竜王町大字小口5番地1

TEL 0748-58-1006 / FAX 0748-58-1007